

令和6年度湘南八支部合同研修会
令和6年9月19日(木)
(東京地方税理士協同組合税理士保険代理店会協賛)

贈与税の改正の確認と
顧問先の財産の承継への対応

税理士 岩下忠吾

贈与税の改正の確認と顧問先の財産の承継への対応

I 財産承継に取り組み前の対応

1 贈与をする前の確認事項

子に財産を贈与するときや相続させるときには、男子だけ、女子だけ、又は男子と女子の組み合わせ、その続柄、性格、職業、財産に関しての関心度、管理能力、運用能力、子が今後の生活基盤をどのように組み立てていくのか、また本人自身で調達できるのか、親が若干の援助をする必要があるかどうか、さらに結婚していれば夫又は妻とその子の家族構成などの状況を前提として、長男にはこの財産、他家に嫁した長女にはこの財産、独立して将来を切り開いていかなければならない次男にはこの財産、妻には老後の生活安定のために居住用財産と生活資金となる金融資産という具合に贈与ないしは相続させることになるのでしよう。

このような人と人の関係を前提とした財産移転であることがまず重要なのであって、税金を軽減するのみを目的とした財産移転の場合には、その後の状況の変化に対応することができないし、相続人間のトラブルを生む原因となるのでしよう。

財産の生前における贈与による移転は、贈与等により財産を承継取得する推定相続人の地位、職業、性別、生活能力、生活環境、家族関係、経済的判断能力、管理能力などに見合ったもので、さらに将来の生活の安定と維持にとって有効となるよう設計すべきものです。また財産そのものもその効用を 100%発揮するような状況となるように相続対策を実行すべきものです。

これらのことを踏まえて将来の対策を検討することになりますが、相続税対策の目的を将来の相続税の負担軽減に置く場合には、いわゆる暦年課税による贈与税負担を想定の上次のような対策が基本的な手法です。

すなわち、相続税は最終的に金額として算定しますから、その引き下げは、その基となる財産の減少及び財産の価額の引き下げを図ることにより目的を達成します。

2 主な基本的対応

(1) 財産の減少（数量）対策

イ 生前贈与の分岐点以下による相続人に対する収益資産の生前贈与による財産の移転と所得の分散

ロ 贈与税の各種特例制度を活用した生前贈与

贈与税の配偶者控除、住宅取得等資金、信託制度を利用した教育資金又は結婚・子育て資金の贈与、負担付贈与、基礎控除の活用による連年贈与

ハ 農地等、非上場株式、個人の事業用資産の納税猶予制度

- ニ 売却又は交換による財産の組み替え
- (2) 財産運用による評価額の引下げ
 - イ 自用地の貸家建付地への転用
 - ロ 借地権（定期借地権，同族会社への無償返還制度を活用した有償賃貸など）を設定しての貸付け
 - ハ 金融資産の不動産への転換
 - ニ 金融資産により取得した不動産の同族会社への現物出資
 - ホ 未利用地の売却資金による事業用財産の取得
 - ヘ 賃貸不動産の法人への転貸
- (3) 債務と評価額との開差の活用
 - 借入金による居住用不動産，事業用不動産などの購入，貸家建付地への転用
- (4) 非課税財産の利用
 - 死亡保険金，死亡退職金，公益法人などへの相続財産の贈与
- (5) 特例制度との関係，評価の減少を想定した財産移転，運用
 - 小規模宅地等の減額特例，農地，非上場株式の納税猶予又は個人の事業用資産の納税猶予，宅地の分割
- (6) 将来の納税方法の検討
 - イ 延納の場合の市中金利との比較，物納によるメリット，デメリットの判断
 - ロ 将来の相続開始時の納税資金の生前における蓄積と生命保険の活用

3 税理士の関わり方

税理士がかかわる将来の相続税に対する相談への取組は，次の視点に立脚したものでなければなりません。

- (1) 税理士の業務の一つは，税務相談を受任することである。税務相談がコンサルティングとは異なる税理士法に規定する業務であることを認識すべきです。
- (2) 税理士として毅然な態度で意見表明をすべきであります。
 - 金融機関，建築業者，コンサルティング会社からの提案等は，節税を商品としたものであり，資産の振替や返済を考慮しない過大な債務による資産の取得，将来の相続に問題を残すことが多いようです。
- (3) 税だけが判断基準ではありません。税理士は，家族の幸せな関係が将来に渡って継続することが第一義であることを立ち位置とすることが重要です。
- (4) 自然体が唯一の判断基準であること。
- (5) 依頼者の真の狙いは，どこにあるかを追求すること。
- (6) 家族にわかりやすいシンプルな手法・対応が重要であり，将来にリスクを残

さないこと。

(7) 依頼者の希望を第三者の視点で見ること。

II 個人財産の確認

生前に相続税への対応を検討する前提として、まず自分が所有する財産である土地、建物、有価証券、預貯金、貴金属、ゴルフ会員権などを確認することが必要です。

土地といっても、居住用宅地もあれば、個人事業主の事業用宅地もあります。アパート経営など不動産賃貸を行なっていれば貸家建付地があります。空閑地を駐車場として貸し付けていれば雑種地となります。同族会社の経営者が自分の建物を会社へ貸し付けていればその宅地は貸家建付地となります。

さらに、農業経営の場合の田・畑は農地となります。このように土地といっても簡単に扱えません。

そこで、その所有する財産について、関係書類により把握し、それぞれの財産の種類ごとにその用途、利用状況を踏まえた使用収益の有無、管理等の状況を確認する必要があります。

Ⅲ 令和5年度改正内容の確認

令和5年度の相続・贈与税の改正について、税制改正大綱（令和4年12月16日）では「資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築」を実現するために、「資産の再分配機能の確保を図りつつ、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、生前贈与でも相続でもニーズに即した資産移転が行われるよう、諸外国の制度も参考にしつつ、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく必要がある。」との答申を行なった。

この改正の概要は、「暦年課税における相続前贈与の加算」、「相続時精算課税制度の使い勝手向上」及び「贈与税の非課税措置」を中心としたものです。

1 暦年課税制度の贈与と相続税への加算期間の改正（相法19）

(1) 暦年課税制度の概要（相法21の2～21の8）

暦年課税制度による贈与税は、一暦年の個人から贈与により取得した財産の価額の合計額を基礎として、次により計算した金額により課税する財産税です。

$$\text{（その年分の贈与税の課税価格} - \text{配偶者控除額（注）} - 110 \text{万円）} \times \text{贈与税の税率} = \text{贈与税額}$$

（注）贈与税の配偶者控除は、婚姻期間20年以上の配偶者間における居住用不動産等の贈与で一定の要件に該当するものについて、その年分の課税価格から2,000万円を限度として控除する特例です。

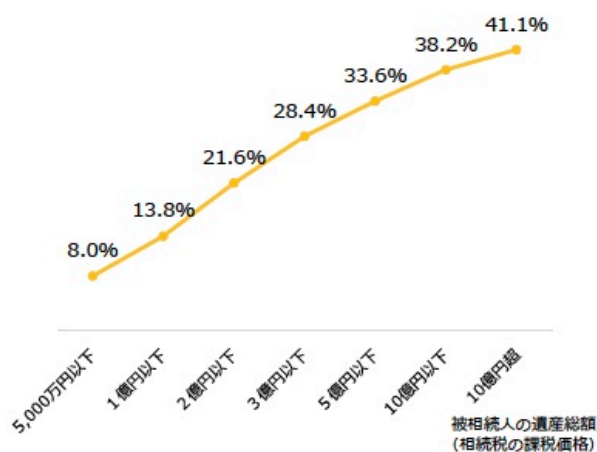
(2) 生前贈与財産を相続税の課税価格に合算する趣旨

贈与税は、相続税の補完税としての役割をもつものであり、可能であれば、贈与税の負担は、可及的にその者の相続税の負担と等しくすることが望ましい。この意味においては、その者が一生を通じて被相続人から贈与により取得した財産の価額を累積し、これを相続財産の価額に加算して相続税額を計算することが考えられるが、そのようなことは理想であつて、到底実現することはできない。そこで税務執行の上に可能な限り、被相続人の生前の贈与財産を相続財産に取り込んで相続税額を計算するのである（桜井四郎著「相続税」昭和34年）。

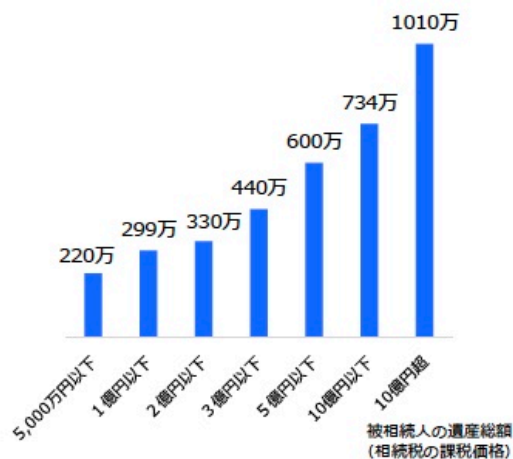
暦年課税による相続前の贈与の加算の状況

- 実際の相続税の申告データを基に、相続税の課税価格階級別に、暦年課税による相続前3年間の贈与が加算されている割合（左図）と、加算額の中央値（右図）を示したもの。
- 被相続人の遺産総額が大きくなると、加算割合、加算額ともに増加する傾向が見られる。

■ 相続前の贈与が加算されている割合



■ (加算があった場合における) 加算額の中央値



(備考) 令和元年分の相続税の申告データを基に作成。
(出典) 主税局調べ。

(3) 生前贈与加算制度の改正 (相法 19)

イ 課税価格への加算

個人による生前贈与財産について、相続又は遺贈により財産を取得した者が、その相続の開始前7年以内（改正前：3年以内）にその相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、その贈与により取得した財産の価額（贈与財産のうち相続の開始前3年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、贈与財産の価額の合計額から100万円を控除した残額（注））を相続税の課税価格に加算します。

生前贈与加算の適用を受ける者は、被相続人から生前に贈与（みなし贈与を含む。）により財産を取得している者で、今回の相続の開始により財産を取得している者をいい、具体的には次の者をいいます。

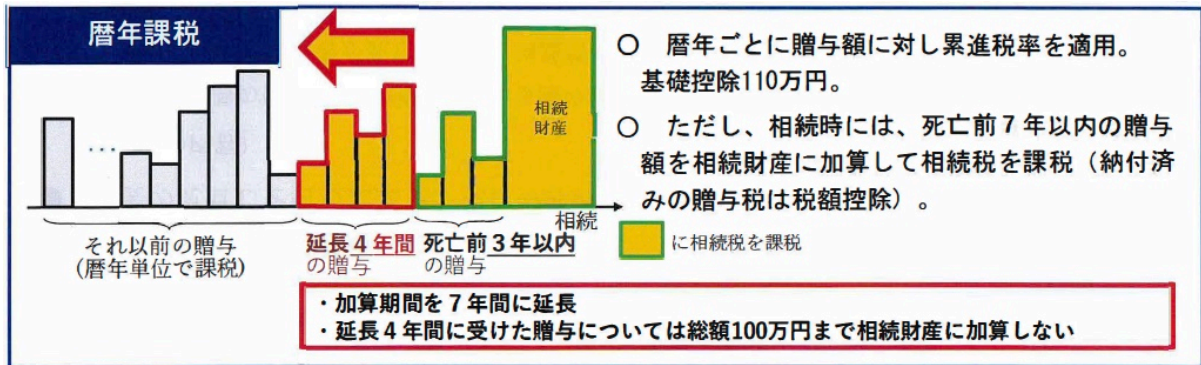
- ① 本来の財産を取得した者
- ② みなし財産のみを取得した者
- ③ 非課税財産のみを取得した者
- ④ 債務控除後の金額がゼロ又はマイナスの者

(注) 相続税の課税価格に加算する生前贈与財産の価額は次により計算した金額となります。

相続開始前3年以内の贈与財産の合計額 + (相続開始前4年以降7年以内の贈与財産の合計額 - 100万円) = 生前贈与加算額

(注) この改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用します。

なお、生前贈与加算の期間は順次延長され、加算期間が7年になるのは令和13(2031年)年1月以降からとなります。

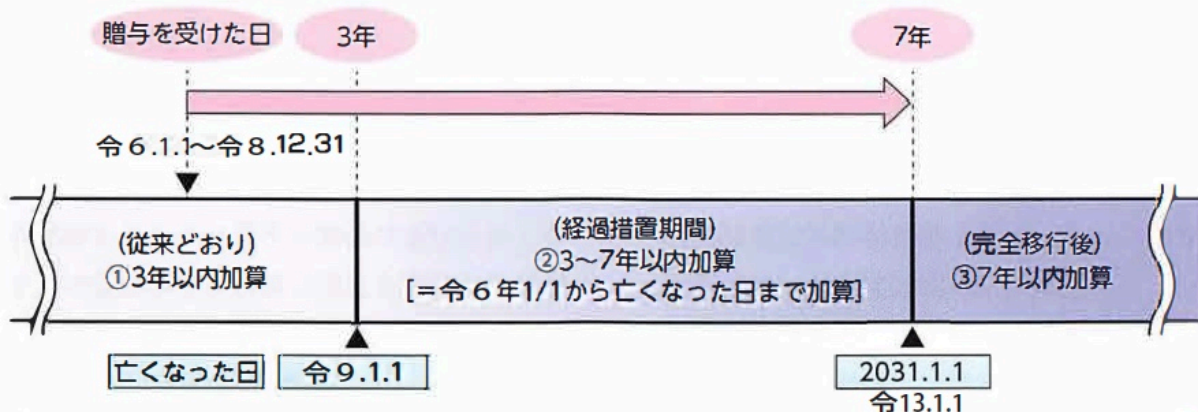


(注) 相続開始日と加算対象期間

相続開始の日	加算対象期間 (各年の応答日まで)
令和9年12月31日まで	令和8年7月6年の3年間
令和10年12月31日まで	令和9年8月7年6年の4年間
令和11年12月31日まで	令和10年9年8年7年6年の5年間
令和12年12月31日まで	令和11年10年9年8年7年6年の6年間
令和13年1月1日以降	令和12年11年10年9年8年7年6年の7年間

【相続前贈与の加算期間の見直しに伴う経過措置のイメージ】

○2024(R6)年1月1日以降に受けた贈与について、相続前贈与の加算期間の延長を適用する。
 →相続前贈与の加算期間は、3年後の2027年(R9)年1月1日から、順次延長されることとなる。



- 【①の例】令和8年7/1に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、令和5年7/1以降に受けた贈与(=3年間)
- 【②の例】令和10年1/1に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、令和6年1/1以降に受けた贈与(=4年間)
- 【③の例】令和13年7/1に亡くなった場合、相続前贈与の加算の対象は、令和6年7/1以降に受けた贈与(=7年間)

ロ 贈与税額控除（相令4）

生前贈与財産が相続税の課税価格に加算された場合には、その贈与財産に対してその贈与があった年に贈与税が課税されていることから、相続税と贈与税の二重課税となるため既に課された贈与税額を相続税額から控除する必要があります。

この場合の相続税額から控除する贈与税額は、相続開始前7年間の加算対象財産について、4年目から7年目までの100万円控除はなかったものとしてその年分の贈与税額のうち次により計算した金額となります。

$$\text{その年分の贈与税額} \times \frac{\text{課税価格に加算された贈与財産の価額（注）}}{\text{その年分の課税価格の合計額}} = \text{贈与税額控除額}$$

（注）贈与税は贈与があった年の財産を合計して計算することから、相続開始前4年以前の贈与財産については、100万円を控除する前のその年分の贈与財産の価額によります。

【対応】

- 1 配偶者間における贈与税の配偶者控除による生前贈与
- 2 計画的な生前贈与のための生前贈与分岐点の確認（後掲）
- 3 相続人の全ての事情と贈与者の現状と将来を見据えた目的財産の対象者への暦年贈与と年数
- 4 相続開始において、相続放棄をすることによる生前贈与加算の適用除外
- 5 親名義による財産（土地・建物・動産）の取得と子への使用貸借による利用

2 相続時精算課税制度の見直し（相法 21 の 9～21 の 18）

(1) 相続時精算課税制度の概要（相法 21 の 9, 21 の 10）

相続時精算課税制度は、贈与により財産を取得した者がその贈与者（特定贈与者という。）の推定相続人でその特定贈与者の直系卑属である者のうちその年 1 月 1 日において 18 歳以上（創設時 20 歳以上）であるものであり、かつ、その特定贈与者が同日におい 60 歳以上（創設時 65 歳以上）の者である場合には、その贈与により財産を取得した者に係る贈与税については、その特定贈与者毎に課税価格の合計額から 2,500 万円までの特定控除額を控除して贈与税を計算します。

(2) 相続時精算課税に係る基礎控除と特別控除額（相法 21 の 11, 21 の 11 の 2）

イ 相続時精算課税に係る基礎控除

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の暦年課税制度における基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除 110 万円を控除できることとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされるその特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とします。

この場合において、その年中において二人以上の特定贈与者から贈与を受けた場合における上記の控除額は、特定贈与者毎に次の算式により計算した金額となります（相令 5 の 2）。

$$110 \text{ 万円} \times \frac{\text{特定贈与者の課税価格}}{\text{その年分の特定贈与者の課税価格の合計額}} = \text{課税価格からの控除額}$$

【事例】

1 特定贈与者からの贈与

祖父	400 万円
父	600 万円

2 計算

(1) 基礎控除額

祖父贈与分	$110 \text{ 万円} \times 400/1,000 = 44 \text{ 万円}$
父贈与分	$110 \text{ 万円} \times 600/1,000 = 66 \text{ 万円}$

(2) 精算課税対象財産

祖父	$400 \text{ 万円} - 44 \text{ 万円} = 356 \text{ 万円}$
父	$600 \text{ 万円} - 66 \text{ 万円} = 534 \text{ 万円}$

ロ 相続時精算課税に係る特別控除額

相続時精算課税適用者がその年中において特定贈与者からの贈与により取

得した財産に係るその年分の贈与税については、特定贈与者ごとの110万円相当額控除後の贈与税の課税価格からそれぞれ次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を控除します。

- ① 2,500万円 - 既控除額
- ② 特定贈与者ごとの110万円相当額控除額の贈与税の課税価格

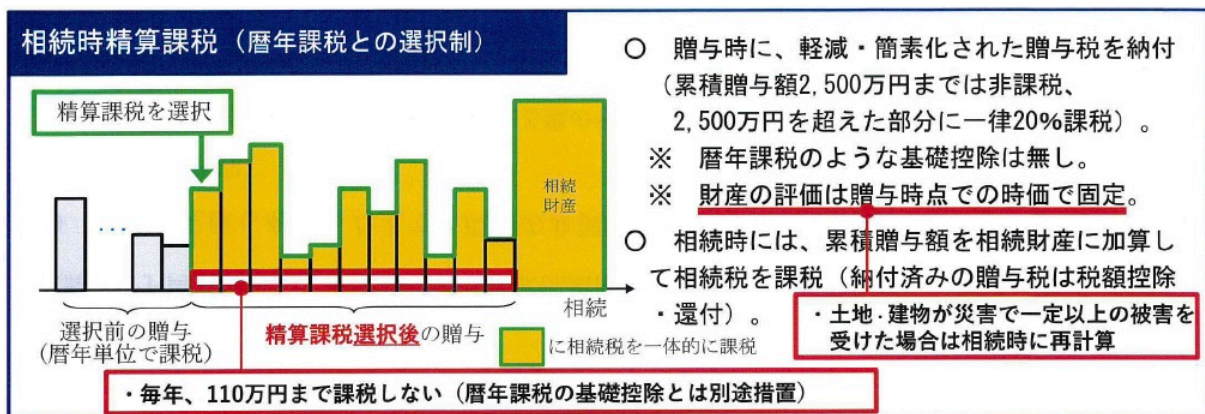
【事例】

- 1 父から2,610万円の贈与を1回で受けた場合
特別控除額 2,500万円 = (2,610万円 - 110万円) よって 2,500万円
- 2 父から2,110万円の贈与を1回で受けた場合
特別控除額 2,500万円 > (2,110万円 - 110万円) よって 2,000万円
- 3 父から3,110万円の贈与を1回で受けた場合
特別控除額 2,500万円 < (3,110万円 - 110万円) よって 2,500万円

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用します。

- (3) 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物がその贈与の日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、相続税の課税価格への加算等の基礎となる土地又は建物の価額は、贈与の時ににおける価額からその災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とします。

(注) 上記の改正は、令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受ける場合について適用します。



【対応】

- 1 既精算課税対象者への110万円までの連年贈与
- 2 新規精算課税選択者の2,610万円までの贈与とその後の110万円までの連年贈与
- 3 遺言に代わる精算課税による財産の相続人への贈与による対応

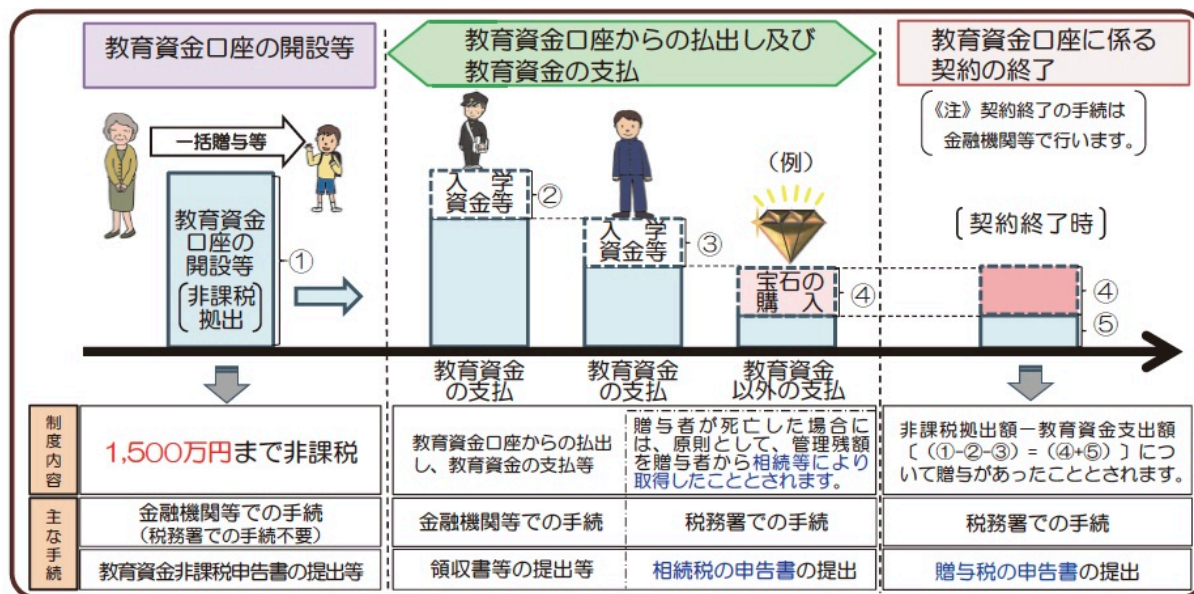
3 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

(1) 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度の概要（措法70の2の2）

平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間に、30歳未満の受贈者が、教育資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から①信託受益権を取得した場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等で有価証券を購入した場合には、その信託受益権等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書を提出することにより、受贈者の贈与税が非課税となります。

なお、契約期間中に贈与者が死亡した場合には、原則としてその死亡日における非課税抛出资额から教育資金支出額（学校等以外の者に支払われる金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額のうち、一定の計算をした金額（以下「管理残額」という。）を、贈与者から相続等により取得した事実として相続税の課税対象となります。

また、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税抛出资额から教育資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除する。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があった事実として贈与税の課税対象となります。



(2) 改正概要

令和5年税制改正で次の措置を講じた上、その適用期限が3年延長されます。

イ 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円

を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額を、受贈者が贈与者から相続等により取得したものとみなします。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る相続税について適用します。

□ 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用します。

(注) この改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用します。

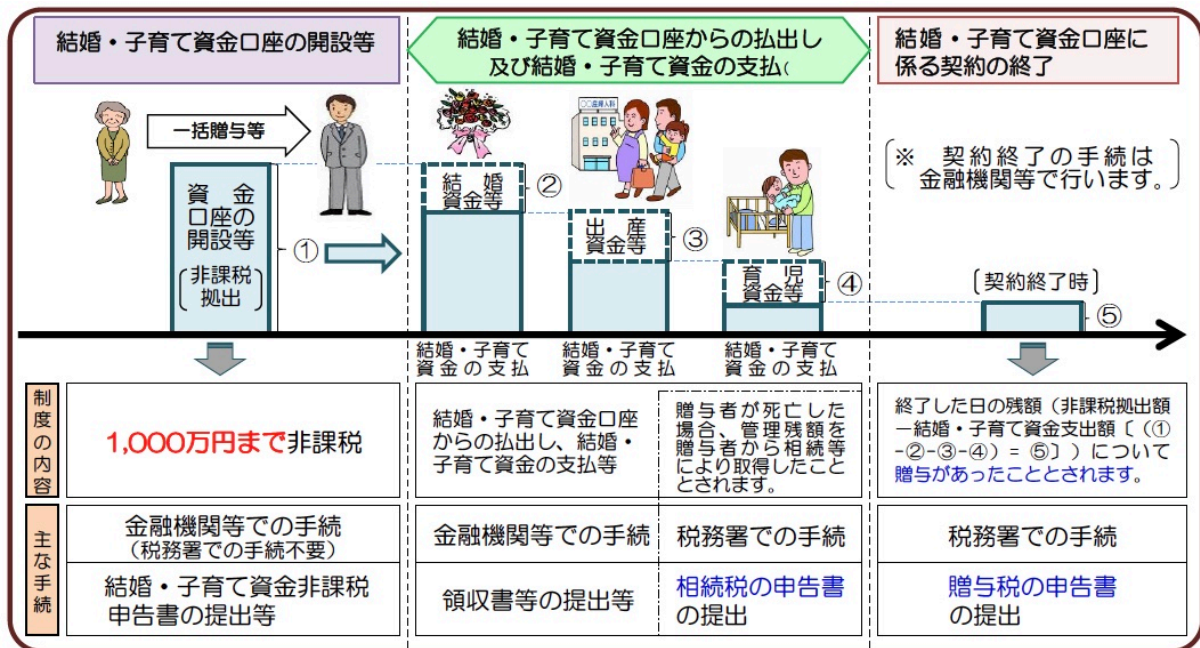
4 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

(1) 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度の概要（措法72の2の3）

平成27年4月1日から令和5年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満受贈者が、結婚・子育て資金に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等では有価証券を購入した場合（以下「結婚・子育て資金口座の開設等」という。）には、信託受益権又は金銭等の価額のうち1,000万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

この契約期間中に贈与者が死亡した場合には、死亡日における非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額（結婚に際して支払う金銭については、300万円を限度とする。）を控除した管理残額を、贈与者から相続等により取得したとして相続税の課税対象となります。

また、受贈者が50歳に達することなどにより、結婚・子育て口座に係る契約が終了した場合には、非課税抛出額から結婚・子育て資金支出額を控除（管理残額がある場合には、管理残額も控除する。）した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととして贈与税の課税対象となります。



(2) 改正概要

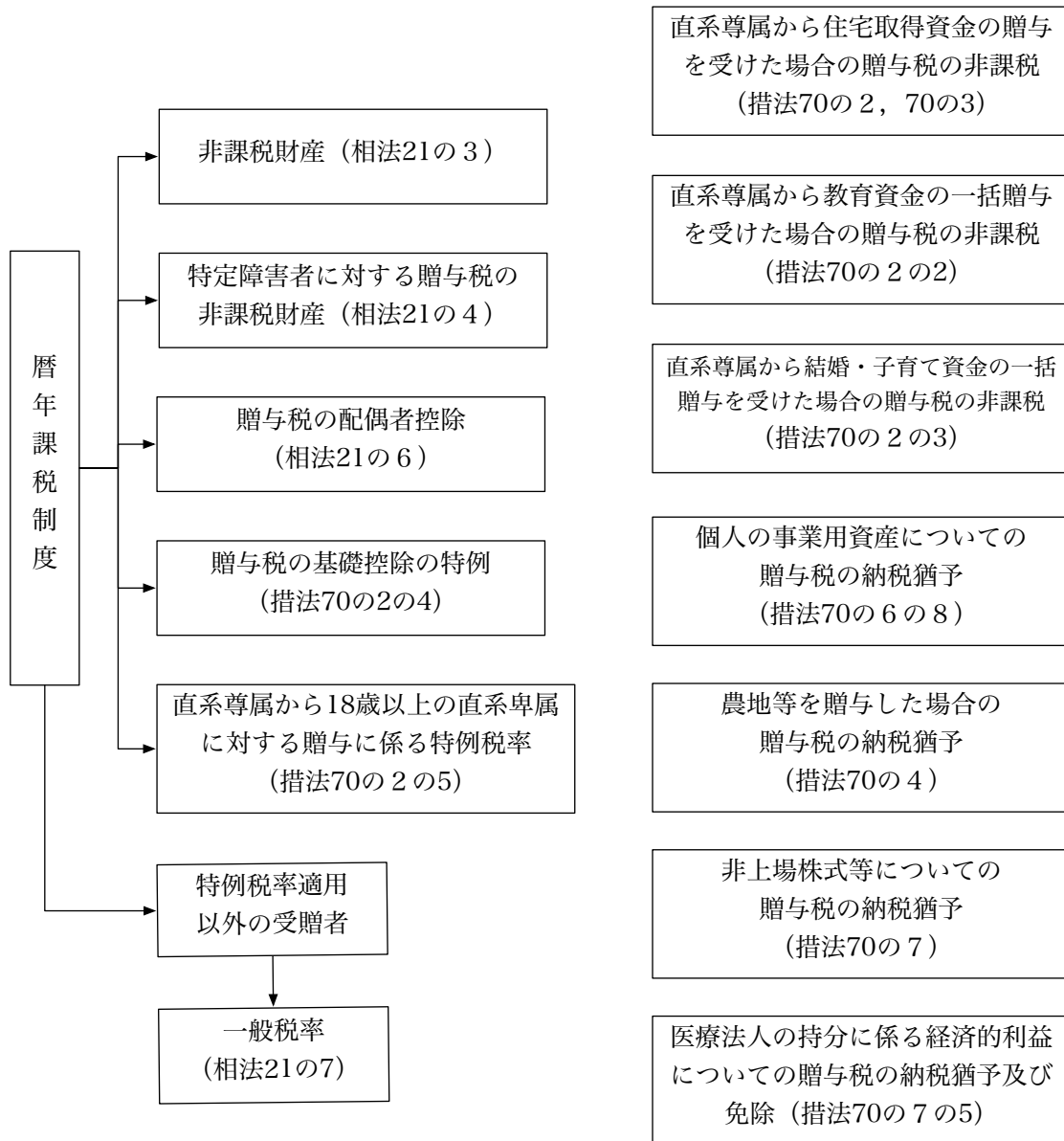
令和5年税制改正で受贈者が50歳に達した場合等において、非課税拋出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課される時は、一般税率を適用することとした上、その適用期限を2年延長します。

(注) この改正は、令和5年4月1日以後に取得する信託受益権等に係る贈与税について適用します。

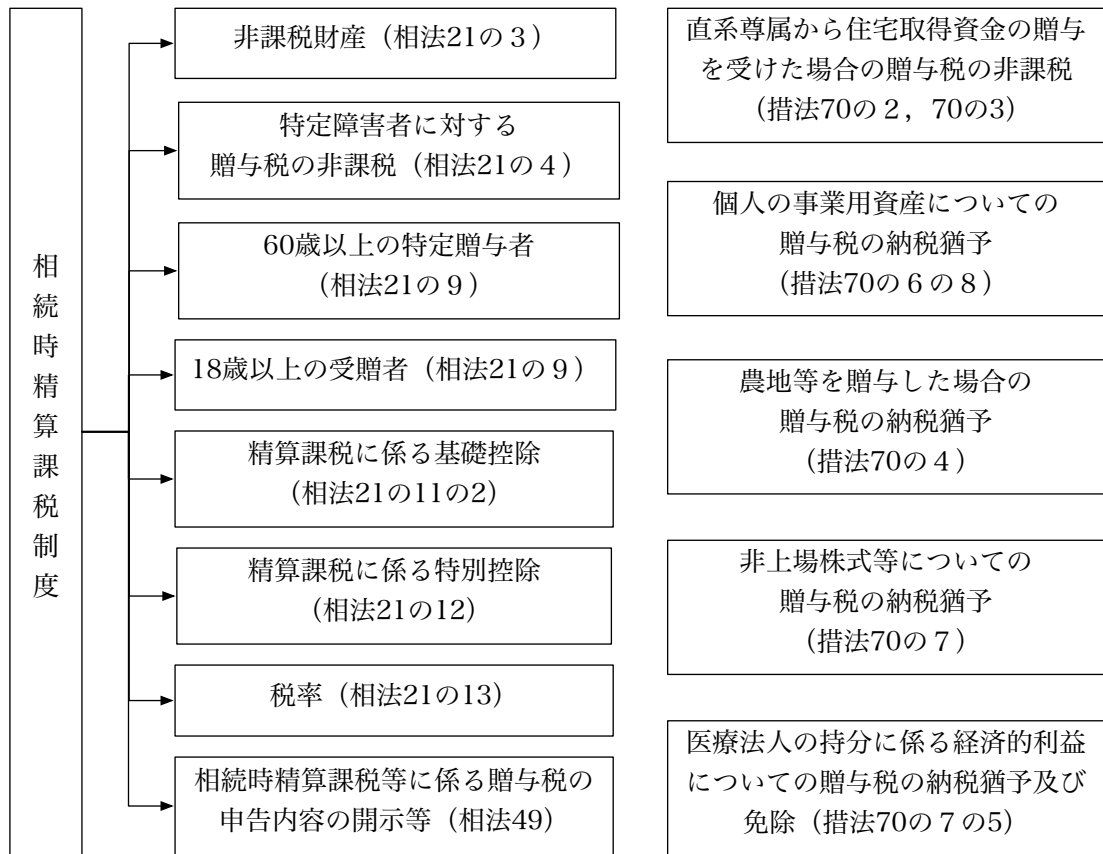
IV 暦年課税における生前贈与分岐点の確認

1 贈与税における各種制度の確認

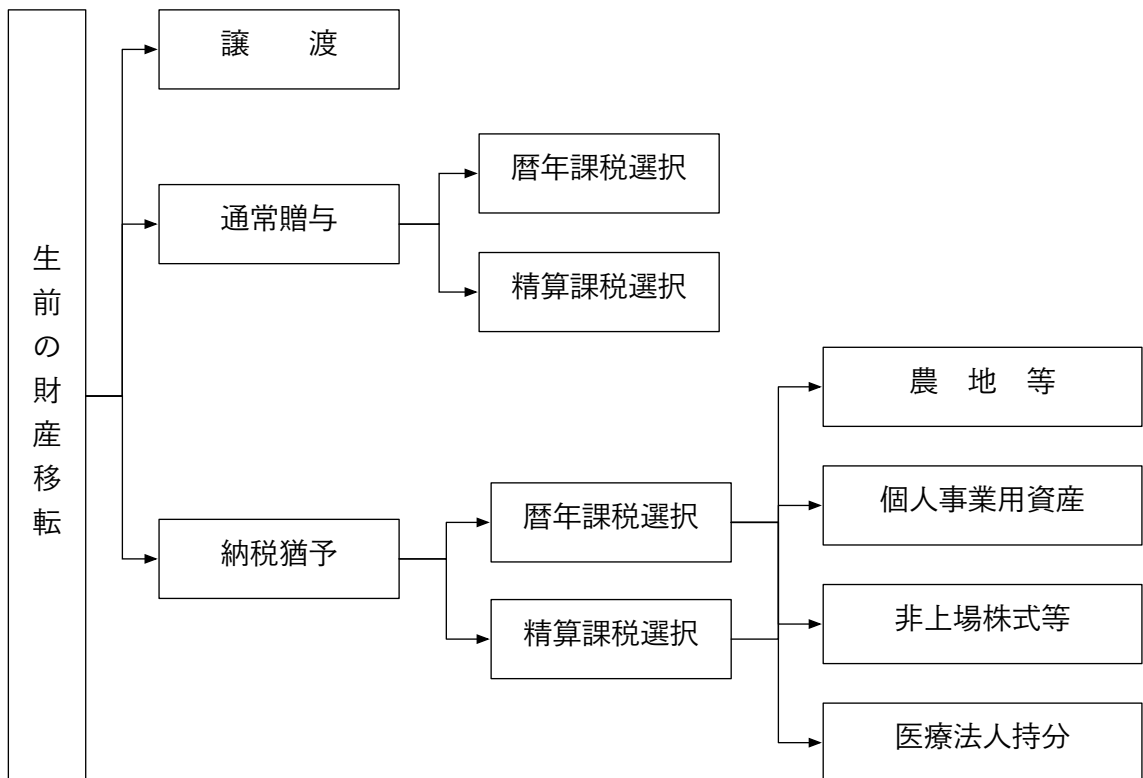
(1) 暦年課税制度



(2) 相続時精算課税制度



2 生前における財産移転



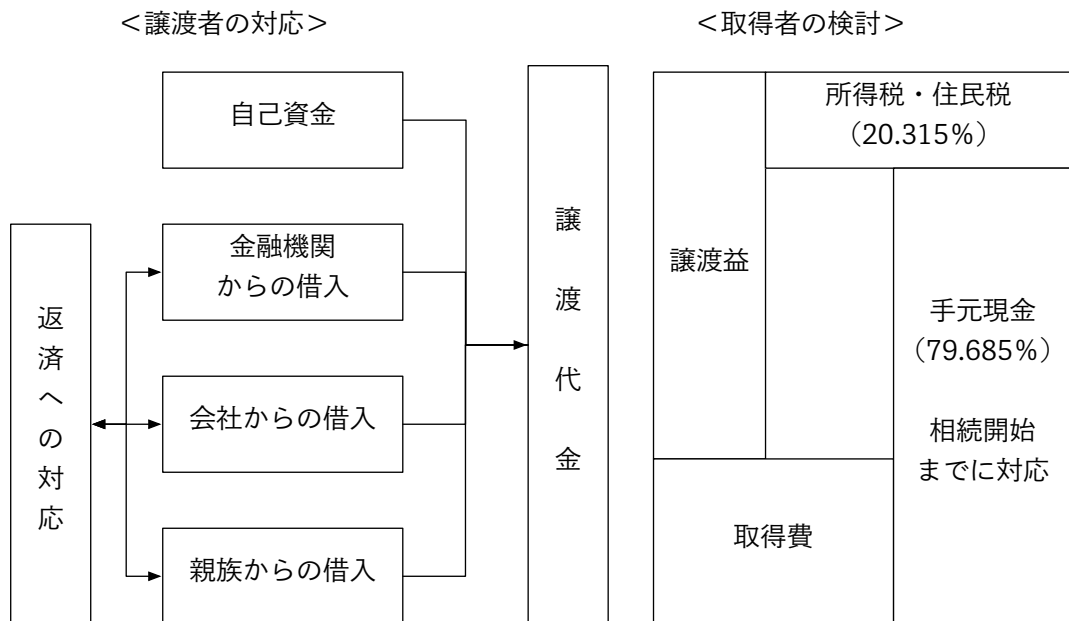
3 譲渡と贈与の選択

(1) 譲渡

財産を相続人へ移転する方法の一つに譲渡があります。つまり、父親の財産を有償で子へ譲渡し、現金で決済する方法です。

この譲渡に当たっては、その財産の譲渡対価をいくらとするのか、また財産を買い受ける相続人である子がどのようにその資金を調達したらよいのか、さらに財産を譲渡した親の譲渡所得に対する税金と納税後の手元資金をどのように処理するのかなどの問題があります。

イ 資金調達の問題と譲渡代金の処分



親から子への株式や不動産などの財産を移転する方法には、譲渡と贈与があります。譲渡の場合には譲渡所得が親に発生しますから譲渡所得に対する所得税等の納税は親がすることになります。一方、贈与の場合には財産を貰った子が贈与税の納税をすることとなります。

譲渡をした場合にその譲渡代金は子から親へ流れ、譲渡代金は一部が税金として国や地方へ納付され、納付後の残金は親の手元に残ります。この親の手元に残った現金をどのように処理するかが次の問題となります。

つまり、親の手元に残る資金をそのまま相続時まで留保した場合には、子への譲渡は相続対策になっていないこととなります。将来の相続を思えば手元に残った資金を連年贈与により子に移転させることで対応することとならざるを得ません。そうすると、親から子へ目的の資産は移転したが、その対価の額の整理に当たって、新たに贈与税の負担が生ずることとなります。

世間では贈与税は高すぎる税金だからもっと減税してほしいと要求していますが、1,000万円の株式を一括贈与で受けた場合には177万円（特例税率）の負担で取得できるのであり、5年間の分割贈与であれば45万円、10年間の分割贈与であれば贈与税なしで取得できます、つまりこれらの負担で売買できるということになります。このような見方、つまり贈与税額で売買すると考えれば贈与税ほど安い買い物はないといえるわけです。

結論は、親子間の財産の移転は、譲渡ではなく、贈与によるべきといえます。

譲渡と贈与の税負担比較表

譲渡対価 (A)	(A)×95% ×所得税額%	(A)に対す る贈与税額	税額の 差額	譲渡対価 (A)	(A)×95% ×所得税額%	(A)に対す る贈与税額	税額の 差額
1,100	212	0	-212	10,500	2,026	1,920	-106
1,500	289	40	-249	11,000	2,122	2,070	-52
2,000	385	90	-295	11,500	2,219	2,260	41
2,500	482	140	-342	12,000	2,315	2,460	145
3,000	578	190	-388	12,500	2,412	2,660	248
3,500	675	260	-415	13,000	2,508	2,860	352
4,000	771	335	-436	13,500	2,605	3,060	455
4,500	868	410	-458	14,000	2,701	3,260	559
5,000	964	485	-479	14,500	2,798	3,460	662
5,500	1,061	580	-481	15,000	2,894	3,660	766
6,000	1,157	680	-477	15,500	2,991	3,860	869
6,500	1,254	780	-474	16,000	3,087	4,060	973
7,000	1,350	880	-470	16,500	3,184	4,280	1,096
7,500	1,447	1,020	-427	17,000	3,280	4,505	1,225
8,000	1,543	1,170	-373	17,500	3,377	4,730	1,353
8,500	1,640	1,320	-320	18,000	3,473	4,950	1,482
9,000	1,736	1,470	-266	18,500	3,570	5,180	1,610
9,500	1,833	1,620	-213	19,000	3,666	5,405	1,739
10,000	1,929	1,770	-159	19,500	3,763	5,630	1,867
				20,000	3,859	5,855	1,996

(2) 贈与（暦年課税制度における事前の財産移転の目的）

- イ 現時点において贈与することが得策か、将来の相続まで留保しておくべきか、
- ロ 相続開始の時点で誰に承継させるか、

- ハ 取引相場のない株式の発行会社を経営している場合又は個人で事業経営をしている場合に、誰に事業を引き継がせるか、
- ニ 会社経営の場合に経営移譲のために贈与する株式の数量と期間はどの程度に設定すべきか、
- ホ 個人経営の場合に事業主の変更のみとするのか、事業用資産も一括して移転するのか、
- ヘ 生前贈与実行後の贈与税、収益資産の贈与後の親及び子の所得税の納税額についてその納税資金をどのように手当するか、
- ト 生前贈与後の残余財産の相続時における遺産分割のトラブルを回避するために遺言すべきか、
- チ 死因贈与契約書を締結しておくことが必要かどうか、又は相続時精算課税制度を利用して財産を生前に帰属させてしまうかどうか、
- リ 相続税の納税のために準備すべき財産は金融資産等による金銭納付か、不動産による物納か、さらに生命保険等による納税資金確保が必要かどうか、などを検討する必要があります。

(3) 暦年課税制度における財産の確認と生前贈与分岐点による贈与の判断

推定相続人及び所有財産が確認し、次に所有財産を評価し、その評価額を基として現時点の相続税の総額と暦年課税による生前贈与の分岐点となる財産額を計算します。この贈与分岐点の範囲内で生前贈与計画を立てることが賢い対策となります。

推定相続税額の計算に当たって注意したいのは、各種財産の評価は財産評価基本通達による評価額をベースとすることであり、小規模宅地等の減額特例などの特例制度を適用しないところで推定相続税額を計算することです。

しかしながら、特例計算を一切排除してしまうと将来を予測するための判断基準を提供していないこととなりますので、原則計算と合わせて現時点において特例計算を適用した場合の推定相続税額も提供する必要があります。

生前贈与の分岐点は、現時点における推定相続税額及びその実効税率とこの相続税の実効税率に対応する贈与税の税率及び速算控除額との組み合わせで計算します。

$$\frac{\text{相続税の総額}}{\text{課税価格の合計額}} = \text{相続税の負担率} \quad \frac{\text{贈与税額}}{\text{課税価格} - 110 \text{万円}} = \text{贈与税の負担率}$$

$$\frac{\text{分母の贈与税の税率に係る速算控除額}}{\text{相続税の負担率となる場合の贈与税の税率}} + 110 \text{ 万円} = \text{生前贈与贈与分岐点} \\ - \text{相続税の負担率}$$

(注) 暦年課税制度における贈与税負担率 (特例税率)

贈与税負担率 (①)	①の負担率となる場合の 基礎控除後の財産額	①の計算に適用 される税率 (②)	②に対する速算 控除額 (③)
10%以下	200 万円以下	10%	0
10.1% ~ 12.5%	400 万円以下	15%	100,000 円
12.6% ~ 15.0%	600 万円以下	20%	300,000 円
15.1% ~ 21.0%	1,000 万円以下	30%	900,000 円
21.1% ~ 27.3%	1,500 万円以下	40%	1,900,000 円
27.4% ~ 36.17%	3,000 万円以下	45%	2,650,000 円
36.18% ~ 40.78%	4,500 万円以下	50%	4,150,000 円
40.79%以上	4,500 万円 超	55%	6,400,000 円

4 暦年課税制度による具体的計算

(1) 法定相続人と財産の確認

イ 推定相続人 (配偶者・子) 及びその家族の確認

名 前	続 柄	生年月日	年齢	職業等
甲野花子	配偶者	昭和 30 年 1 月 7 日		
甲野一郎	長男	昭和 56 年 3 月 2 日		
甲野桃子	長女	昭和 57 年 9 月 9 日		
甲野次郎	次男	昭和 59 年 6 月 6 日		

ロ 財産の確認

① 土地

- (1) 居住用宅地 330m² 19,800 千円
- (2) 事業用宅地 400m² 80,000 千円
- (3) 貸家建付地
 - ① 200m² 6,320 千円
 - ② 200m² 5,925 千円
 - ③ 200m² 5,530 千円

② 家屋

- (1) 居住用 6,000 千円
- (2) 事業用 8,600 千円
- (3) 賃貸用
 - ① 5,600 千円 (年間賃貸利益金額 3,600 千円)
 - ② 5,250 千円 (年間賃貸利益金額 3,300 千円)
 - ③ 4,900 千円 (年間賃貸利益金額 3,000 千円)

③ 有価証券

- (1) 上場株式 41,920 千円
 (2) 同族会社株式 1 万株 80,000 千円

④ 預貯金

- (1) 定期預金 4 口 111,100 千円
 (2) 普通預金 14,055 千円

⑤ 家庭用財産その他 5,000 千円

ハ 贈与者本人の年間課税総所得金額 24,000 千円

(2) 財産総額と生前贈与分岐点の計算

推定相続税額及び生前贈与分岐点計算書

財産総額 ①		債務総額 ② + 葬式費用	遺産総額 (①-②=③)	
400,000,000 円			③	400,000,000 円
遺産に係る基礎控除額 ④			課税遺産総額 (③-④=⑤)	
(法定相続人の数)				
定額控除	比例控除	人数	基礎控除額	346,000,000 円
30,000,000 円 +	6,000,000 円 ×	4 =	54,000,000 円	※1
法定相続人	法定相続分 ⑥	取得金額 (⑤ × ⑥ = ⑦) ※1	税額 (⑦ × 税率 - 速算控除額)	
配偶者	1/2	173,000,000 円	52,200,000 円	
長女	1/6	57,666,000 円	10,299,800 円	
長男	1/6	57,666,000 円	10,299,800 円	
次男	1/6	57,666,000 円	10,299,800 円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
合計		345,998,000 円	⑧※2	83,099,400 円
相続税の総額			⑧	83,099,400 円
相続税負担率 (⑧ ÷ ③)			A	20.77 %
A の負担率に対応する贈与税の負担率			B	21.00 %
B に適用される贈与税の税率			C	30 %
C に対応する速算控除額			D	900,000 円
税率差 (C-A)			E	9.23 %
贈与税の基礎控除額			F	1,100,000 円
生前贈与分岐点 (D ÷ E + F)			G	10,850,812 円

検算 < A 相続税負担率が 10 % 以上 >

贈与税額	10,850,000 円※1 - 1,100,000 円) × 30 % - 900,000 円 = 2,025,000 円※2
負担率	2,025,000 円 ÷ (10,850,812 円 - 1,100,000 円) = 20.76 %

(3) 対応（相続人の全ての事情と贈与者の現状と将来を見据えた目的財産の対象者への暦年贈与）

イ 財産別推定相続税負担額計算

- ① すべての財産を相続税評価額で算定し、小規模宅地等の減額などの特例を適用しない計算

財産別：取得予定者別税額負担表

財産	評価額 ①	負担税額 ①÷③×⑧	固定資産税額	取得予定者	納税資金手当
土地	宅地（居住用）	19,800,000	4,113,420		
	宅地（事業用）	80,000,000	16,619,880		
	宅地（貸家建付地）	6,320,000	1,312,970		
	宅地（貸家建付地）	5,925,000	1,230,909		
	宅地（貸家建付地）	5,530,000	1,148,849		
家屋等（事業用）	家屋（居住用）	6,000,000	1,246,491		
	家屋（事業用）	8,600,000	1,786,637		
	家屋（貸家）	5,600,000	1,163,391		
	家屋（貸家）	5,250,000	1,090,679		
	家屋（貸家）	4,900,000	1,017,967		
預貯金	定期預金	111,100,000	23,080,858		
	普通預金	14,055,000	2,919,905		
有価証券	上場株式	41,920,000	8,708,817		
	同族会社株式	80,000,000	16,619,880		
その他		5,000,000	1,038,742		
債務		△	△		
		△	△		
差引合計	③ 400,000,000	⑧ 83,099,400			

- ② 配偶者が贈与税の配偶者控除の適用により居住用宅地及び居宅を生前贈与により取得した場合の計算

【計算①】

- 1 居住用財産の贈与（贈与税の配偶者控除の適用）による贈与税額
 $(19,800 \text{ 千円} + 6,000 \text{ 千円}) - 20,000 \text{ 千円} - 1,100 \text{ 千円} = 4,700 \text{ 千円}$
 $4,700 \text{ 千円} \times 30\% - 650 \text{ 千円} = 760,000 \text{ 円}$
 $\ast 760,000 \text{ 円} \div 4,700,000 \text{ 円} = 16.17\%$

【計算②】 ①適用後の各財産ごとの相続税負担額

財産別：取得予定者別税額負担表

財産	評価額 ①	負担税額 ①÷③×⑧	固定資産税額	取得予定者	納税資金手当
土地	宅地（居住用）				
	宅地（事業用）	80,000,000	15,835,253		
	宅地（貸家建付地）	6,320,000	1,250,985		
	宅地（貸家建付地）	5,925,000	1,172,798		
	宅地（貸家建付地）	5,530,000	1,094,611		
家屋等 （事業用）	家屋（居住用）				
	家屋（事業用）	8,600,000	1,702,289		
	家屋（貸家）	5,600,000	1,108,467		
	家屋（貸家）	5,250,000	1,039,188		
	家屋（貸家）	4,900,000	969,909		
預貯金	定期預金	111,100,000	21,991,208		
	普通預金	14,055,000	2,782,056		
有価証券	上場株式	41,920,000	8,297,673		
	同族会社株式	80,000,000	15,835,253		
その他	5,000,000	989,703			
債務		△	△		
		△	△		
差引合計	③ 374,200,000	⑧ 74,069,400			

相続税の総額	⑧	74,069,400 円
相続税負担率（⑧÷③）	A	19.79 %
Aの負担率に対応する贈与税の負担率	B	20.00 %
Bに適用される贈与税の税率	C	30 %
Cに対応する速算控除額	D	900,000 円
税率差（C-A）	E	10.21 %
贈与税の基礎控除額	F	1,100,000 円
生前贈与分岐点（D÷E+F）	G	9,914,887 円

- ③ 生前に居住用財産の贈与をせず、相続開始の際に配偶者が居住用財産、貸家①とその敷地、定期預金 6,000 万円及び上場株式 2,000 万円を取得し、長男が事業承継して特定事業用宅地等の適用を選択する場合（小規模宅地等の減額などの特例を適用し、かつ配偶者に対する相続税額の軽減の適用）

財産別：取得予定者別税額負担表

財産	評価額 ①	負担税額 ①÷③×⑧	固定資産税額	取得予定者	納税資金手当
土地	宅地（居住用）	3,960,000	703,142		
	宅地（事業用）	16,000,000	2,840,979		
	宅地（貸家建付地）	6,320,000	1,122,186		
	宅地（貸家建付地）	5,925,000	1,052,050		
	宅地（貸家建付地）	5,530,000	981,913		
家屋等 （事業用）	家屋（居住用）	6,000,000	1,065,367		
	家屋（事業用）	8,600,000	1,527,026		
	家屋（貸家）	5,600,000	994,342		
	家屋（貸家）	5,250,000	932,196		
	家屋（貸家）	4,900,000	870,049		
預貯金	定期預金	111,100,000	19,727,051		
	普通預金	14,055,000	2,495,622		
有価証券	上場株式	41,920,000	7,443,366		
	同族会社株式	80,000,000	14,204,897		
その他		5,000,000	887,806		
債務		△	△		
		△	△		
差引合計	③ 320,160,000	⑧ 56,848,000			
税額軽減適用金額	101,880,000	18,089,937			
納付税額		38,757,900			
相続税の総額		⑧	56,848,000 円		
相続税負担率（⑧÷③）		A	17.75 %		
Aの負担率に対応する贈与税の負担率		B	18.00 %		
Bに適用される贈与税の税率		C	30 %		
Cに対応する速算控除額		D	900,000 円		
税率差（C-A）		E	12.25 %		
贈与税の基礎控除額		F	1,100,000 円		
生前贈与分岐点（D÷E+F）		G	8,446,938 円		

④ 次男が非上場株式について贈与税の納税猶予の適用を受け、相続開始時に相続税の納税猶予の適用を受け、その他の財産を次のとおり取得する予定の場合

- ① 配偶者 居住用財産を含め 101,880 千円（小規模宅地等の適用後）
- ② 長男 事業用宅地を含め 76,360 千円（小規模宅地等の適用後）
- ③ 次男 非上場株式を含め 100,000 千円
- ④ 長女 41,920 千円

(a) 贈与税の納税猶予税額の計算（相続時精算課税制度選択）

$$(80,000 \text{ 千円} - 25,000 \text{ 千円}) \times 20\% = 11,000 \text{ 千円}$$

相続時精算課税制度による贈与税額の計算

（特定贈与者ごとに計算書を作成）

すべての贈与財産に係る精算課税による贈与税額の計算

贈与者	氏名	続柄	贈与財産	単価	数量		金額
	甲	父	甲社株式	8,000	10,000	①	80,000,000
						②	0
合計額				①+②		③	80,000,000
特別控除額						④	25,000,000
控除後の金額（千円未満切捨て）				③-④		⑤	55,000,000
精算課税に係る贈与税額（百円未満切捨て）				⑤×20%		⑥	11,000,000

納税猶予対象株式等に係る贈与税の税額計算

贈与者	氏名	続柄	贈与財産	単価	数量		金額
	甲	父	甲社株式	8,000	10,000	⑦	80,000,000
特別控除額						⑧	25,000,000
控除後の金額（千円未満切捨て）				⑦-⑧		⑨	55,000,000
精算課税による納税猶予税額（百円未満切捨て）				⑨×20%		⑩	11,000,000
納付税額（百円未満切捨て）				⑥-⑩		⑪	0

(b) 相続開始時の相続税額（納付税額と納税猶予額）

- ① 贈与税の納税猶予税額の免除 11,000,000 円
- ② 相続税の納税猶予税額及び納付税額

特例措置による相続税の納税猶予

1 通常の相続税額の計算

相続人等 計算項目		経営承継相続人	その他の相続人	その他の相続人	その他の相続人	その他の相続人	合計額	
		次男	長男	配偶者	長女	0		
猶予対象株式	㉑	80,000					80,000	
その他の財産	㉒	20,000	76,360	101,880	41,920	0	240,160	
債務控除額	㉓	0	0	0	0	0	0	
生前贈与加算	㉔						0	
課税価格(㉑+㉒-㉓+㉔)	㉕	100,000	76,360	101,880	41,920	0	320,160	
遺産に係る基礎控除額		30,000千円 + 6,000千円 × 4						54,000
控除後の課税価格								266,160
相続税の総額(円)								56,848,000
あん分割合(㉕÷㉕の合計額)		0.31234383	0.23850575	0.31821589	0.13093453	0.00000000	1.00000000	
算出税額(円)	①	17,756,121	13,558,574	18,089,937	7,443,366	0	56,847,998	
2割加算額(上記×20%)							0	
暦年課税贈与税額控除額(円)	P						0	
その他の税額控除額(円)	Q			18,089,937			18,089,937	

2 株式の相続税評価額100%に対する相続税額、納税猶予額及び納付税額の計算

納税猶予対象株式	㉖	80,000	0	0	0	0	80,000	
債務控除額：承継相続人 (㉑>㉒)→(㉑-㉒)	㉗	0	0	0	0	0	0	
課税価格(㉖-㉗：㉕)	㉘	80,000	76,360	101,880	41,920	0	300,160	
あん分割合(㉖÷㉖の合計額)		0.26652452						
遺産に係る基礎控除額		3,000万円 + 600万円 × 4					0	54,000
控除後の課税価格								246,160
相続税の総額(円)								50,847,600
算出税額：(円)	②	13,552,132					13,552,132	
2割加算額：上記×20%							0	
② - P	a	13,552,132	0	0	0	0	13,552,132	
① - P(赤字は0)	④	17,756,121	13,558,574	18,089,937	7,443,366	0	56,847,998	
Q - a - ④(赤字は0)	⑤	0	0	0	0	0	0	
納税猶予額(a - ⑤)	⑥	13,552,100	0	0	0	0	13,552,100	
納付税額(① - P - Q - ⑥)	⑦	4,204,000	13,558,500	0	7,443,300	0	25,205,800	
合計額(⑥ + ⑦)	⑧	17,756,100	13,558,500	0	7,443,300	0	38,757,900	

⑤ 収益不動産の贈与

生前に長女(年間給与収入金額 60 万円)に対して賃貸建物②を贈与し、敷地は継続保有

① 分岐点との比較

10,850,812 円 > 5,250 千円

② 贈与税額

(5,250 千円 - 1,100 千円) × 20% - 300 千円 = 530,000 円

※ 負担率 530,000 円 ÷ 4,150 千円 = 12.7%

③ 贈与後の推定相続税額

- (a) 推定財産総額 394,750 千円
- (b) 推定相続税額 81,261,900 円
- (c) 相続税負担率 20.58%

④ 贈与者及び受贈者の税負担の増減

収益資産の分割贈与に係る税負担計算書

贈与資産の評価計算	①	貸 家 5,250,000 円				
贈与財産可能額の計算	②	1 相続税負担率に対応する生前贈与分岐点 10,850,812 円 2 贈与対象財産額 5,250,000 円				
贈与税額と所得金額の計算	③	贈与税額の計算	所得金額			
		(5,250千円 - 1,100千円) × 20% - 300千円 = 530,000 円	貸家② 3,300 千円			
贈与後の推定相続税額と軽減額	④	1 課税価格の合計額 (400,000千円 - 5,250千円) = 394,750千円 2 相続税の総額 81,261,900 円 3 贈与前相続税額 83,099,400 円 4 相続税軽減額 1,837,500 円				
贈与後の所得税・住民税等の計算	⑤	受贈者		贈与者		
		贈与前	長女 0	贈与前	24,000千円 × 50.84% - 2,796千円 = 9,405,600 円	
		贈与後	長女 (3,300千円 - 480千円) × 20.21% - 97,500円 = 472,400 円	贈与後	(24,000千円 - 3,300千円) × 43.69% - 1,536,000円 = 7,507,800 円	
		差額	472,400 円増	差額	1,897,800 円減	
全体の推定税負担軽減額 (③-④-⑤)	⑥	530,000 円 - 1,837,500 円 + 472,400 円 - 1,897,800 円 = 2,732,900 円減				

5 相続開始時に、相続放棄をすることによる生前贈与加算の適用除外

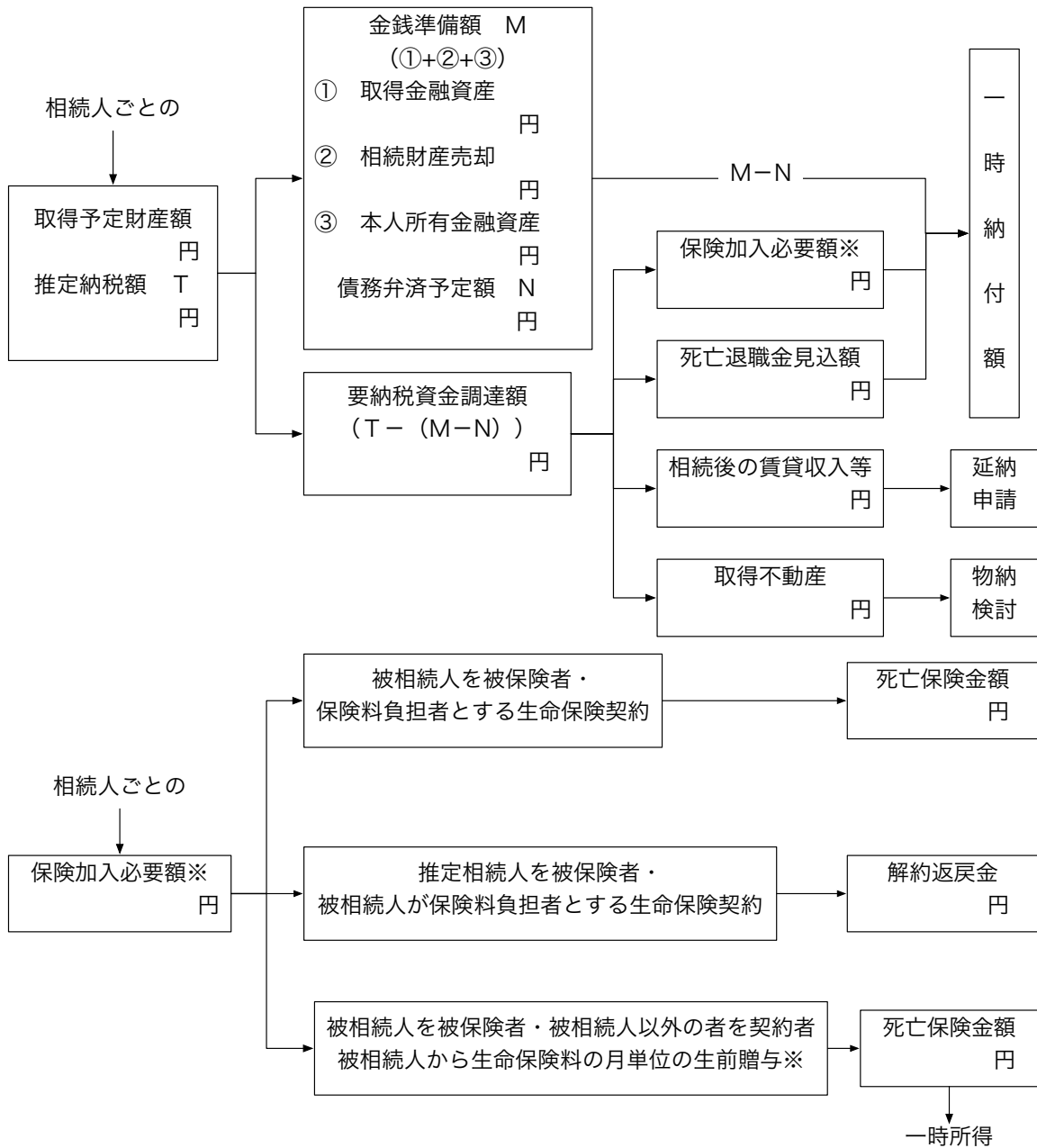
3の生前贈与が相続開始前7年以内に該当する場合において、相続税の課税価格への加算の適用除外を選択するには、贈与者の相続開始に伴う相続権を放棄することが必要となります。ただし、納税猶予制度の適用を受けている場合には、その適用対象とされる非上場株式、事業用資産等は遺贈により取得したものとみなされて相続税の課税対象となることに注意してください。

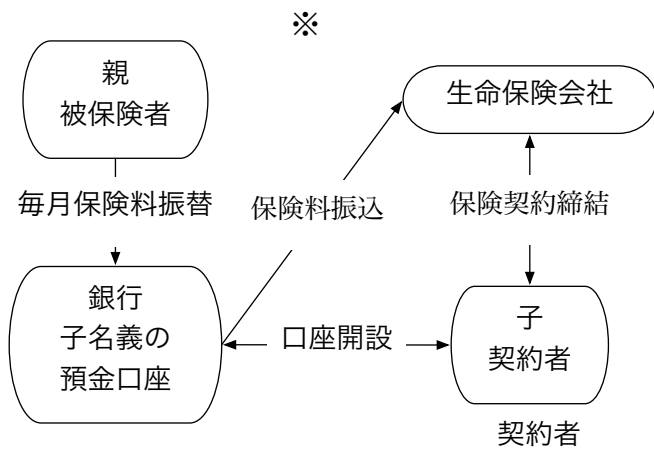
6 将来の相続税の納税資金の確保

生前において、分岐点を活用して贈与を実行している場合であっても財産移転には限界があります。その結果、相続開始までに対応できなかった財産に対して相続税が課税されます。この相続税の納税資金を生前贈与と合わせて準備しておくことが必要となります。

納税資金調達に関して、相続開始時点における金融資産で充分納税可能であれば生前に特別の対応は必要ないのですが、現実には相続財産が換金性の乏しい不動産や同族会社の株式などに集中しているようなケースが多いことから、生前に

おける対策として下記の生命保険を活用した納税資金の蓄積のほか、延納、自己株式及び土地の処分と物納の組み合わせが必要となります。

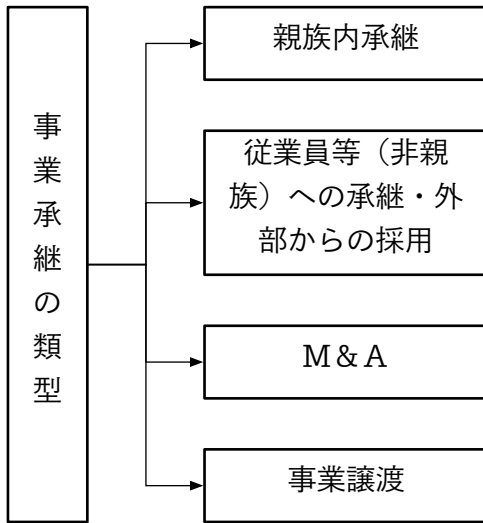




V ケース別対応

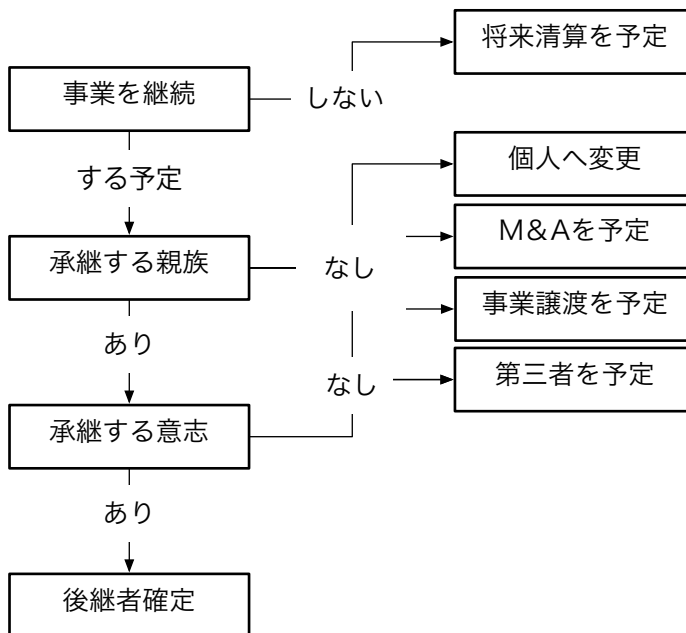
1 法人と個人事業者の事業承継への対応

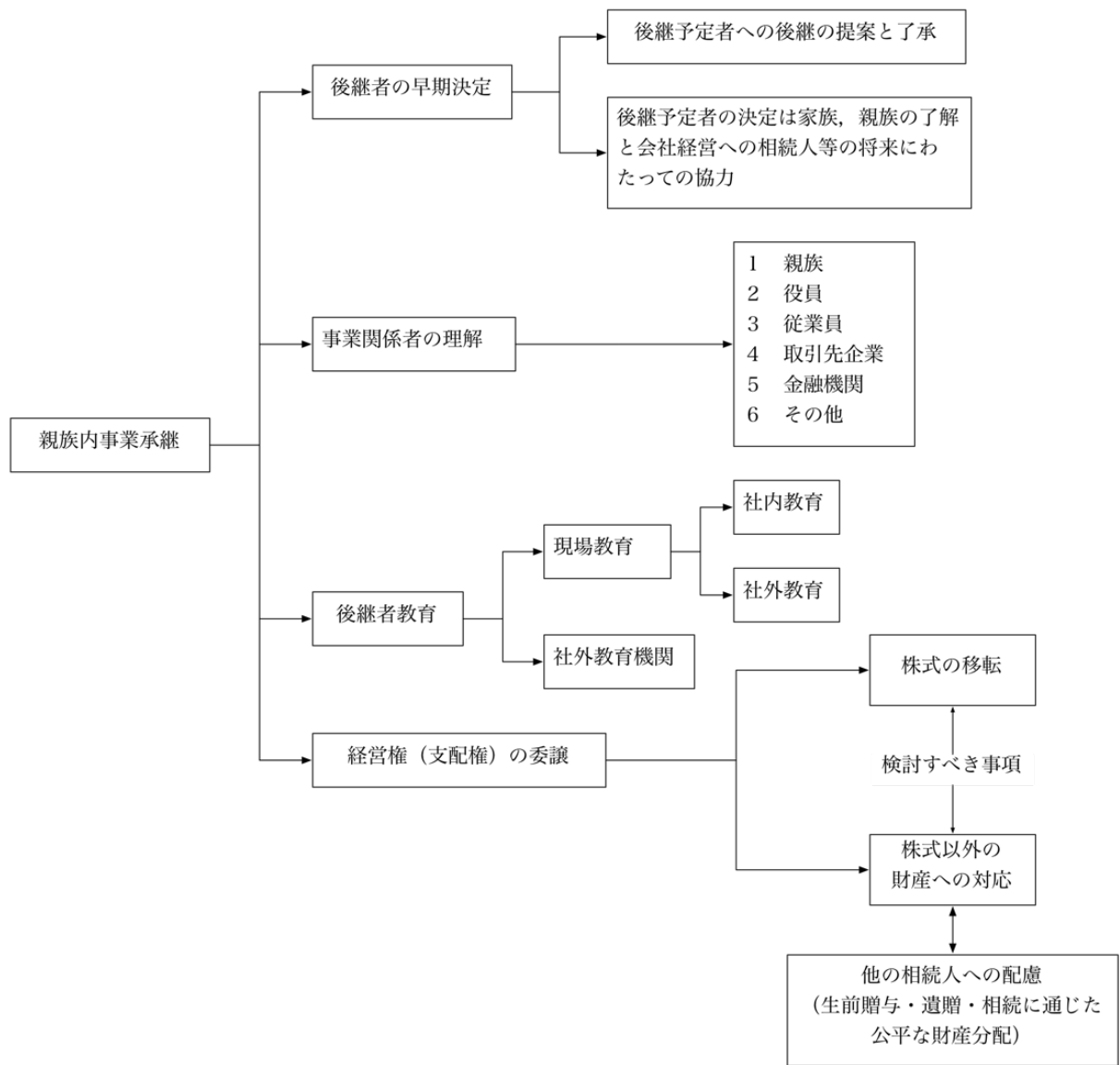
(1) 事業承継の類型



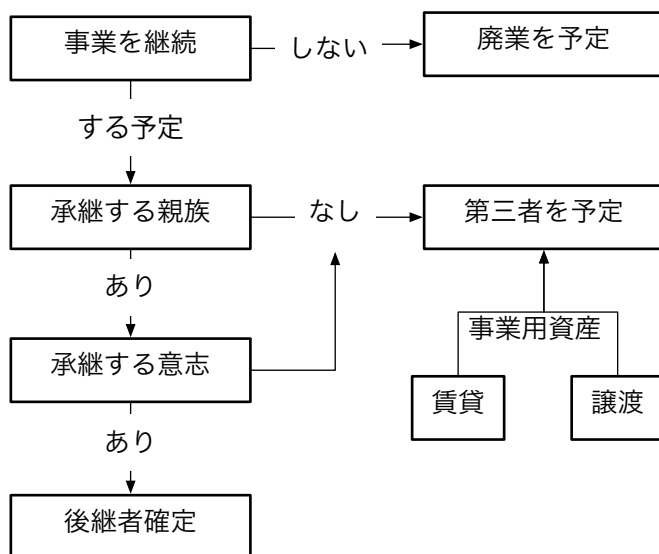
(2) 事業を親族が継続するか、廃業するかを選択

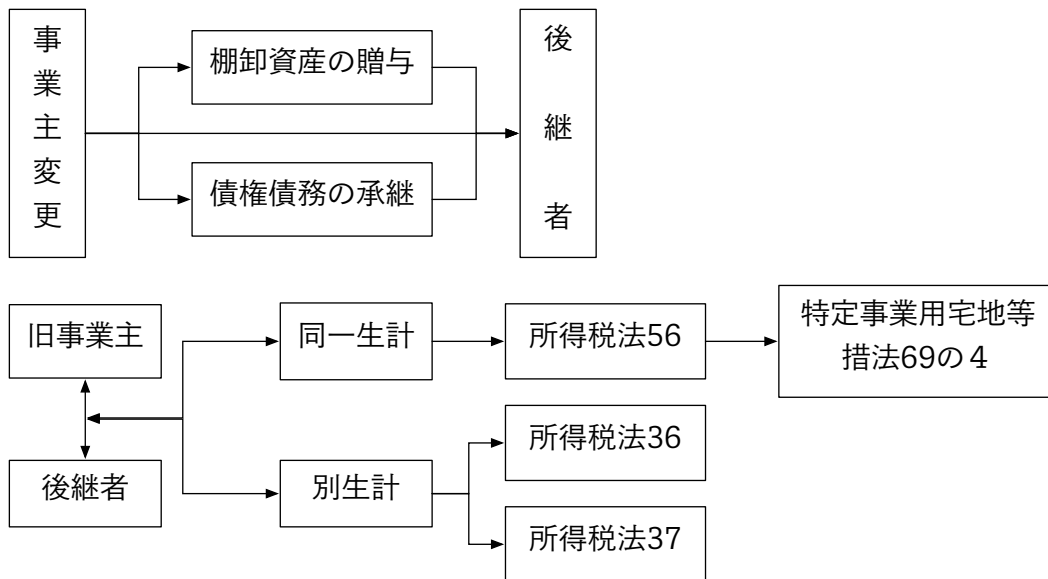
<法人>





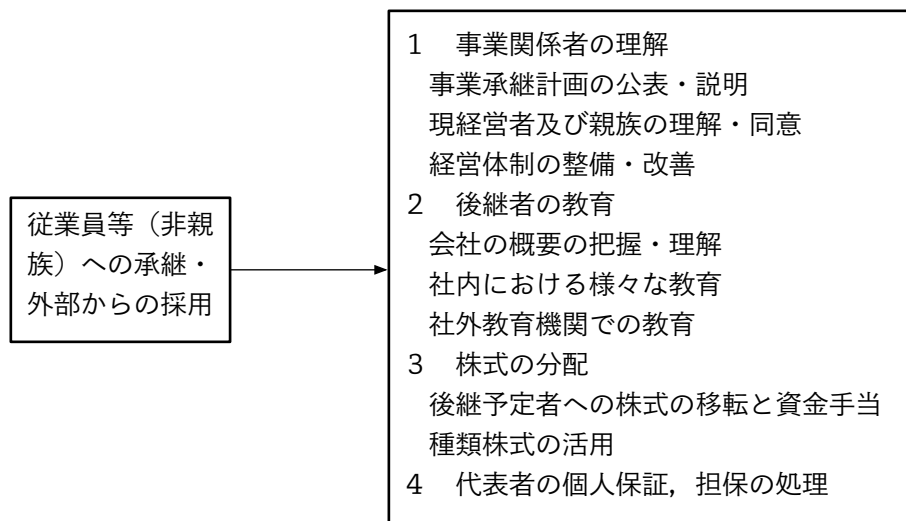
<個人>



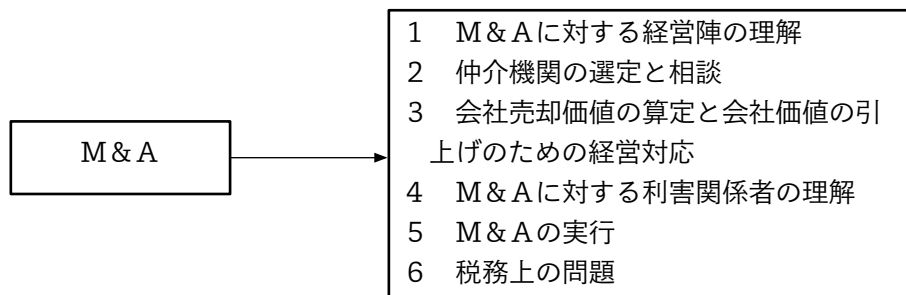


2 事業の親族外による承継

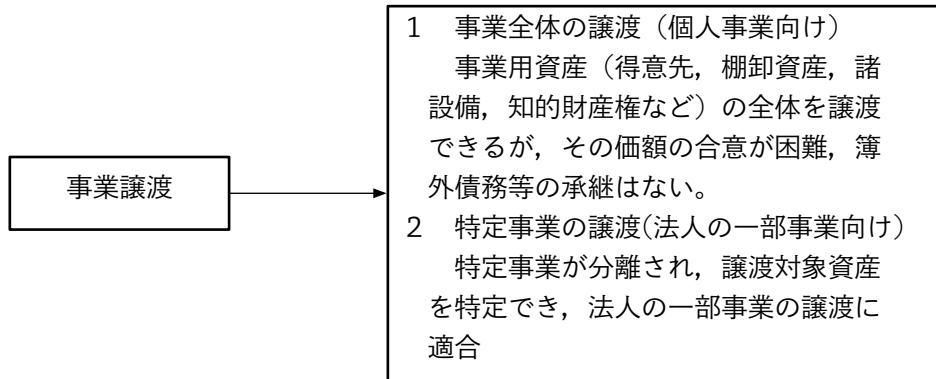
(1) 親族外承継の検討



(2) M&A



(3) 事業譲渡



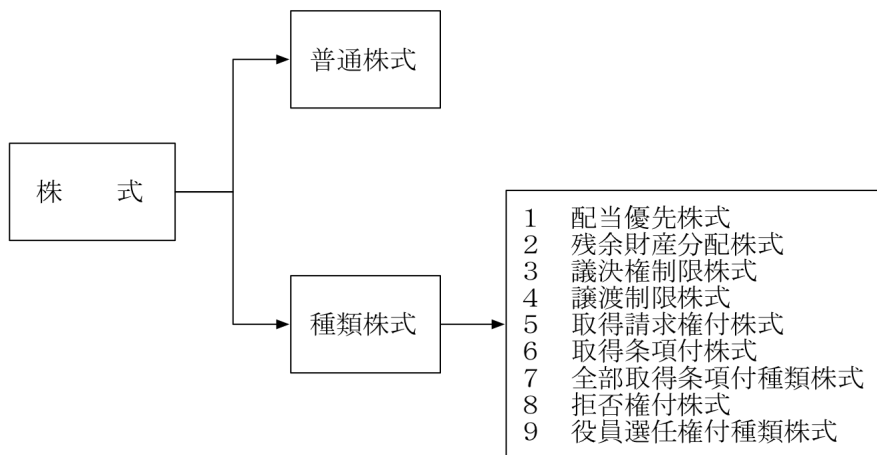
3 事業承継における確認事項

(1) 会社における確認

イ 株式譲渡制限制度の定款規定の確認

(株式の譲渡制限)
第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役の承認を受けなければならない。

ロ 会社法における種類株式の確認



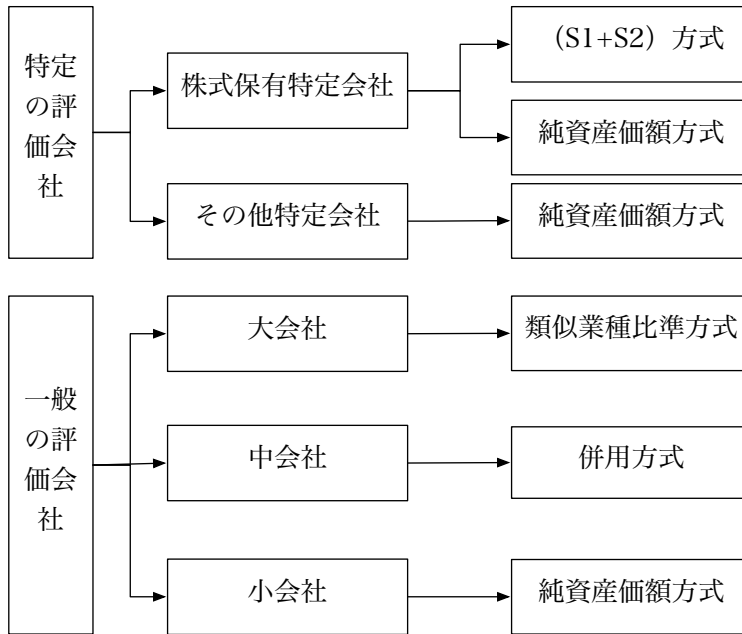
ハ 相続人への売渡し請求規定の確認

(相続人等に対する売渡し請求)
第8条 当社は、相続、合併その他の一般承継により当社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

相続人への売渡し請求の事業承継における効果は、相続等の一般承継によって取得された株式について会社が売渡し請求できる旨を定款で定めておき、事業に携わらない者が相続によって取得した株式に対して売渡し請求を行うこ

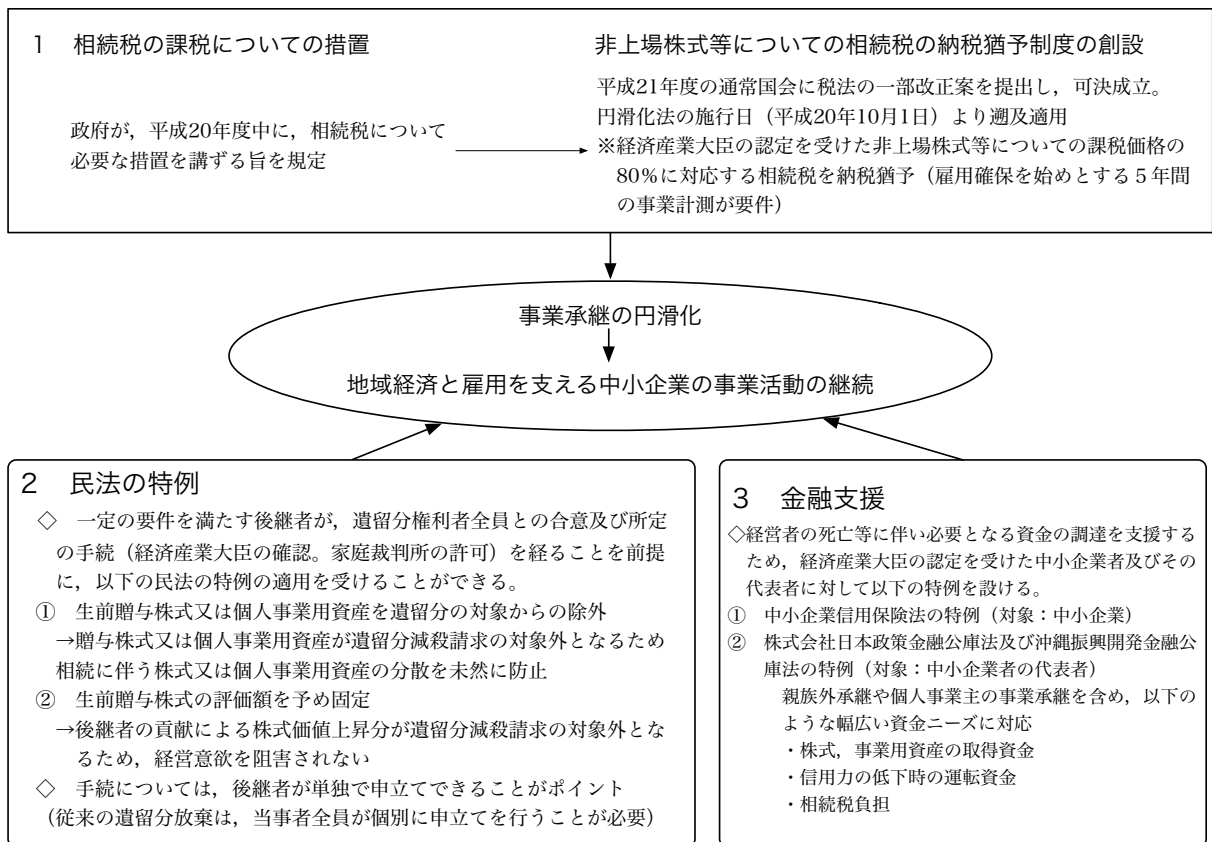
とにより株式の分散を防止し、さらに会社経営に望ましくない相続人や他の法人から会社を守ることが可能となります。

二 株式評価額の確認

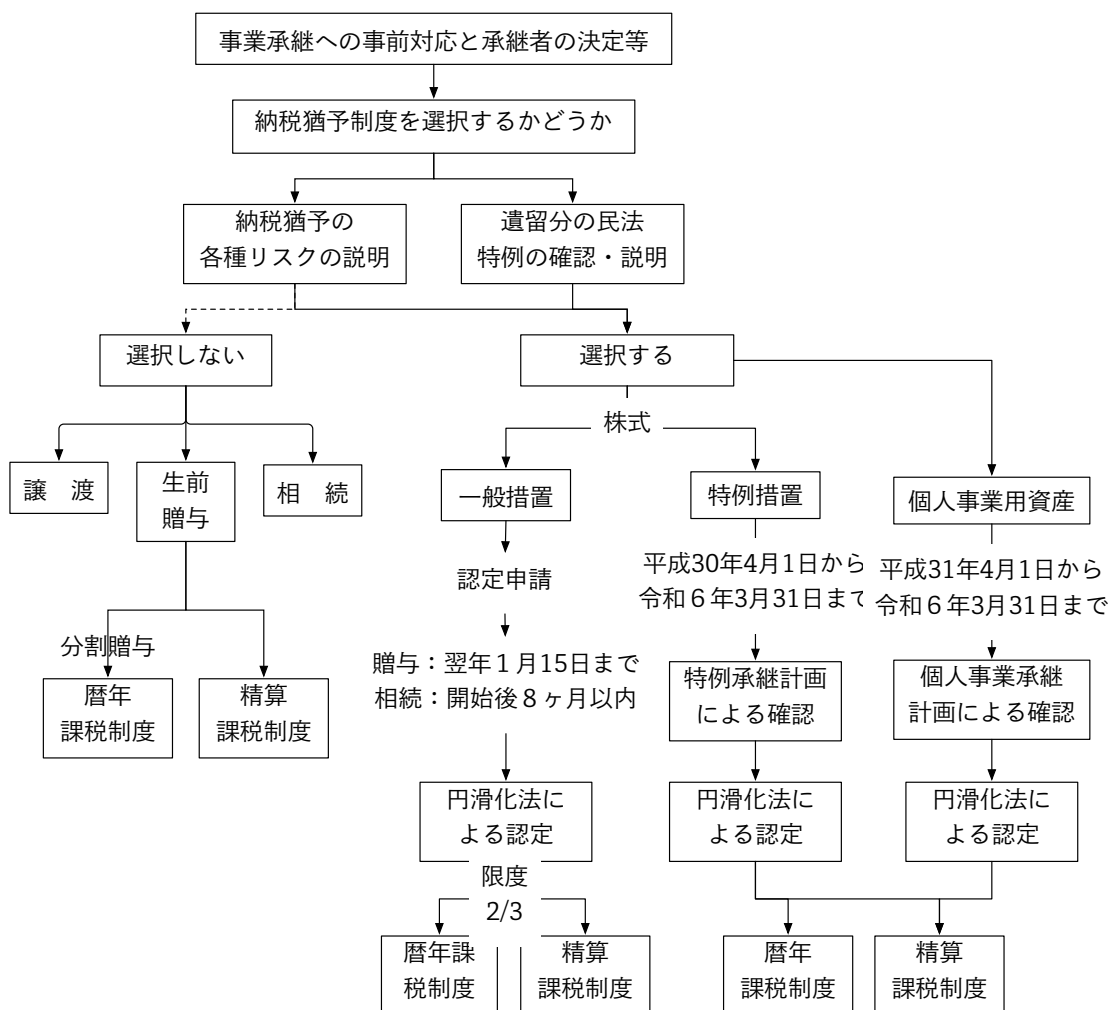


ホ 納税猶予制度の比較検討

① 円滑化法と納税猶予の相関関係（中小企業庁）



② 事業承継の選択肢



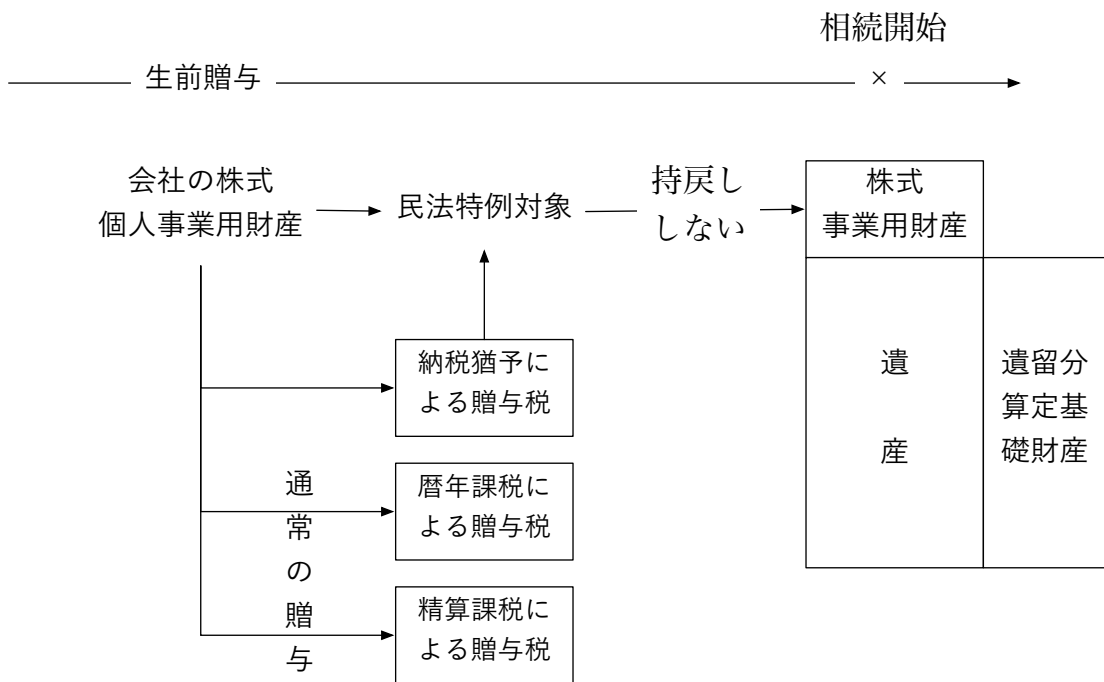
③ 親族内承継における遺留分に関する民法特例の推定相続人全員への説明

一般に生前における財産の移転及び相続開始に際して死因贈与又は遺贈による財産の移転は、特定の推定相続人に対する優先的な財産処分であり、これを原因とした遺留分の侵害となり、相続人間における紛争が起き、遺留分侵害額請求事案となることが想定されます。

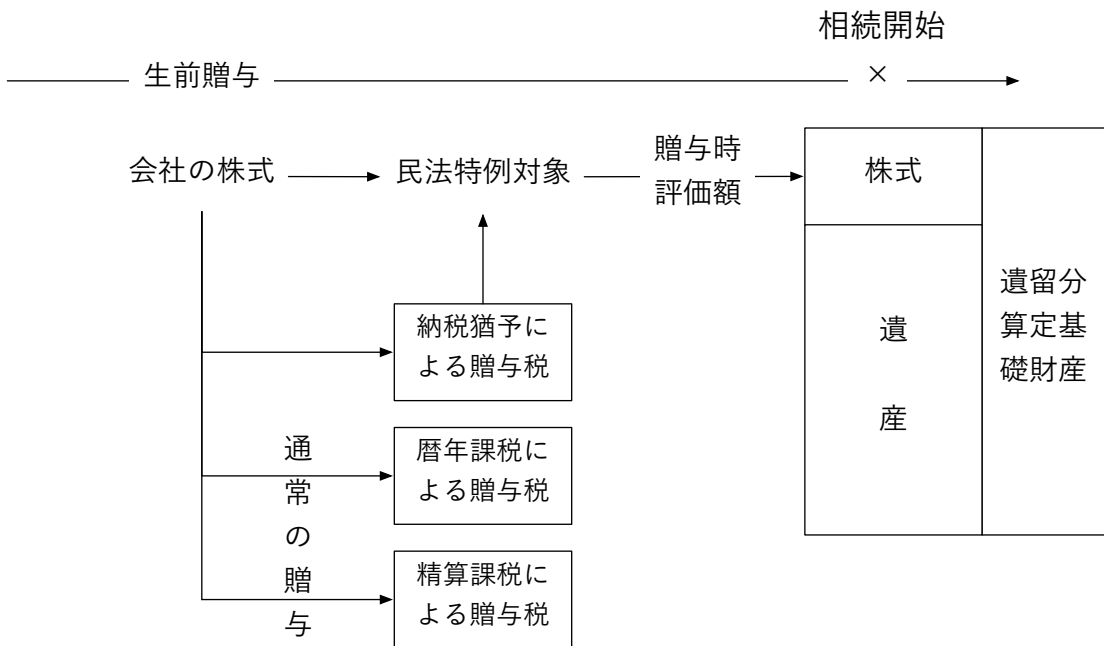
同族会社、個人事業、不動産賃貸事業などの事業承継のために予定される財産の生前贈与、死因贈与又は遺贈による財産処分が遺留分侵害となるかどうかを事前に調査、確認しておく必要があります。

非上場株式又は個人の事業用財産の生前贈与による納税猶予制度を選択するに当たっては、将来の相続開始時における遺留分侵害に対処するため、事前に民法特例の内容と手続きを説明することが必要です。

① 除外合意（法人及び個人に適用）（円滑化法4①一，③）



② 固定合意（個人の納税猶予適用除外）（円滑化法4①二）



へ 選択後のリスク（納税猶予の期限の確定）の確認

① 特例選択後5年間（経営承継期間内）のリスク

- (a) 代表者の辞任（猶予税額の全部納付）
- (b) 一般措置は従業員数の平均雇用割合80%未満となった場合（同上），特例措置については80%の雇用確保ができなかった場合には，その理由書を都道府県知事に提出して確認を受けることによる継続

- (c) 同族関係者全員の議決権過半数以下（同上）
- (d) 同族株主による筆頭株主の交代（同上）
- (e) 株式等の一部譲渡又は贈与（以下「譲渡等」）（同上）
- (f) 株式等の全部譲渡等（同上）
- (g) 会社分割又は組織変更（同上）
- (h) 解散又はみなし解散（同上）
- (i) 資産保有会社又は資産運用会社（同上）
- (j) 主たる事業活動収入ゼロ（同上）
- (k) 減資又は準備金減少（同上）
- (l) 納税猶予の任意廃止（同上）
- (m) 合併（適格合併等を除く。）による消滅（同上）
- (n) 株式交換等（適格交換等を除く。）による完全子会社化（同上）
- (o) 株式等の公開（同上）
- (p) 風俗営業会社への移行（同上）
- (q) 円滑な事業運営の支障懸念（同上）
- (r) 代表者辞任に伴い納税猶予に係る株式贈与をした場合（猶予税額の一部納付）
- (s) 適格合併又は適格交換等により，吸収合併存続会社等から株式以外の資産の交付を受けた場合（猶予税額の一部納付）
- ㊦ 特例選択後5年（経営承継期間）経過後のリスク
 - (a) 株式等の全部譲渡等（猶予税額の全部納付）
 - (b) 解散又はみなし解散（猶予税額の全部納付）
 - (c) 資産保有会社又は資産運用会社（猶予税額の全部納付）
 - (d) 主たる事業活動収入ゼロ（猶予税額の全部納付）
 - (e) 減資又は準備金減少（猶予税額の全部納付）
 - (f) 納税猶予の任意廃止（猶予税額の全部納付）
 - (g) 株式等の一部譲渡又は贈与（猶予税額の一部納付）
 - (h) 合併による消滅（猶予税額の一部納付）
 - (i) 株式交換等による完全子会社化（猶予税額の一部納付）
 - (j) 株式配当による会社分割（猶予税額の一部納付）
 - (k) 株式以外の財産の交付による組織変更（猶予税額の一部納付）
- ㊧ 第三者から贈与を受けた場合の第三者の死亡に係る相続税

ト 納税猶予申告実績

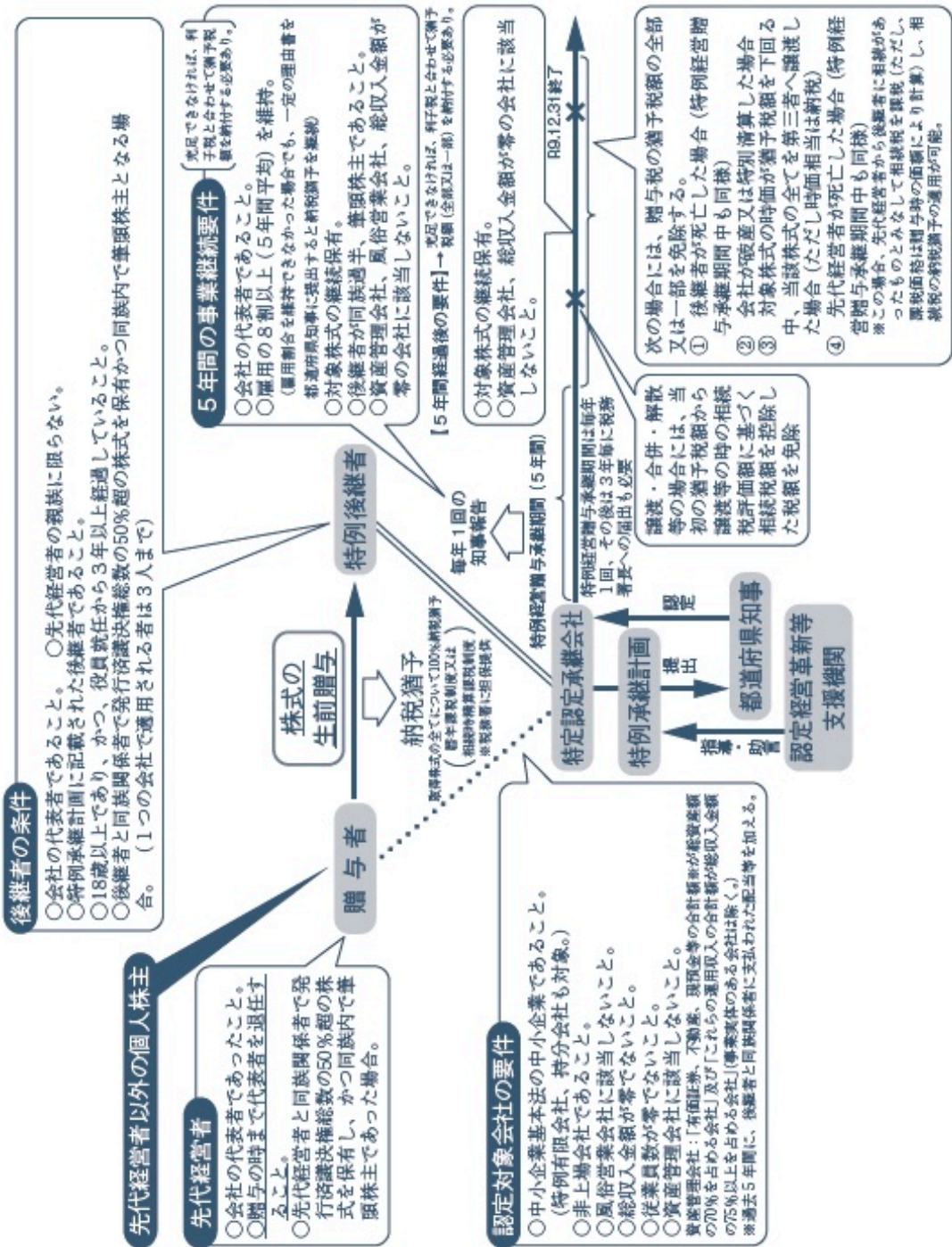
非上場株式の納税猶予選択適用数（国税庁資料）

税目 年度	相続税		贈与税		合 計		個人事業者
	人数	納税猶予税額	人数	納税猶予税額	人数	課税財産額	
平成20年	45	5,557,000,000			45	5,557,000,000	
平成21年	146	4,312,000,000	120	3,942,000,000	266	8,254,000,000	
平成22年	80	4,086,000,000	63	5,579,000,000	143	9,665,000,000	
平成23年	51	2,227,000,000	77	7,654,000,000	128	9,881,000,000	
平成24年	81	6,693,000,000	72	4,485,000,000	153	11,178,000,000	
平成25年	110	6,700,000,000	78	4,754,000,000	188	11,454,000,000	
平成26年	127	6,413,000,000	43	4,941,000,000	170	11,354,000,000	
平成27年	224	14,813,000,000	270	26,567,000,000	494	41,380,000,000	
平成28年	194	9,865,000,000	227	17,602,000,000	421	27,467,000,000	
平成29年	230	15,333,000,000	141	10,221,000,000	371	25,554,000,000	
平成30年	一般 41	2,560,000,000	一般22	1,173,000,000	63	3,733,000,000	
	特例 481	29,431,000,000	特例 516	39,980,000,000	997	69,411,000,000	
令和元年	一般 43	1,026,000,000	一般8	188,000,000	51	1,214,000,000	0
	特例 397	95,494,000,000	特例 771	43,275,000,000	1,168	138,769,000,000	
令和2年	一般 33	637,000,000	一般17	685,000,000	50	1,322,000,000	4
	特例 426	40,985,000,000	特例 759	4,725,000,000	1,185	45,710,000,000	
令和3年	一般 25	1,252,000,000	一般23	925,000,000	48	2,177,000,000	1
	特例 443	87,854,000,000	特例 892	78,264,000,000	1,335	166,118,000,000	
合計	3,177	335,238,000,000	4,099	254,960,000,000	7,276	590,198,000,000	4

チ 非上場株式の納税猶予制度の概要

① 贈与税の特例措置

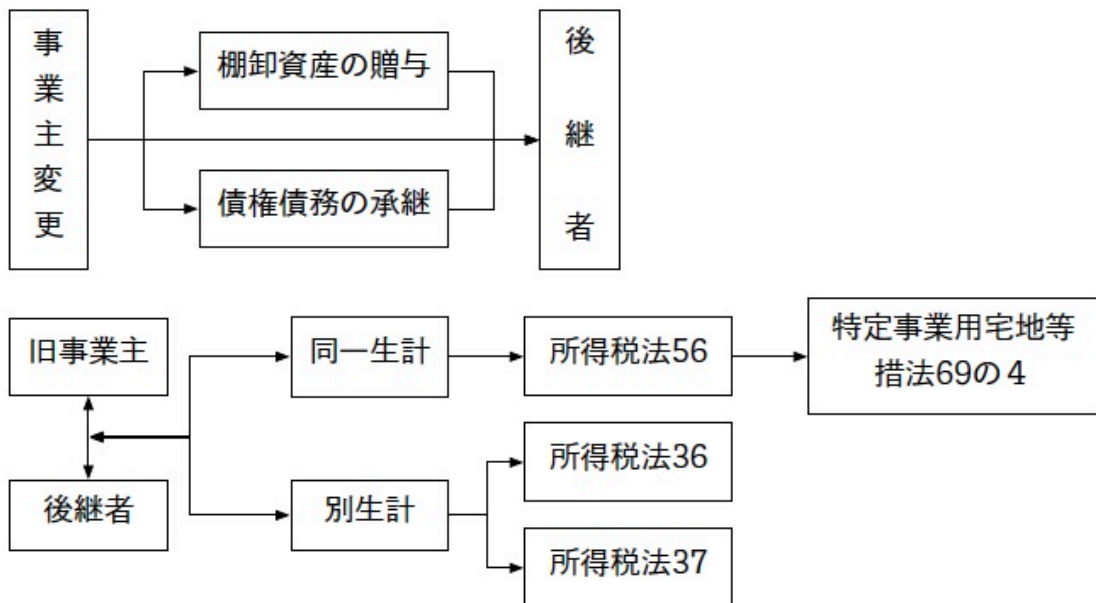
贈与税の納税猶予：特例措置



(拙著 事業承継税制サポートキット 日本法令刊)

(2) 個人における確認

イ 個人事業主の交代



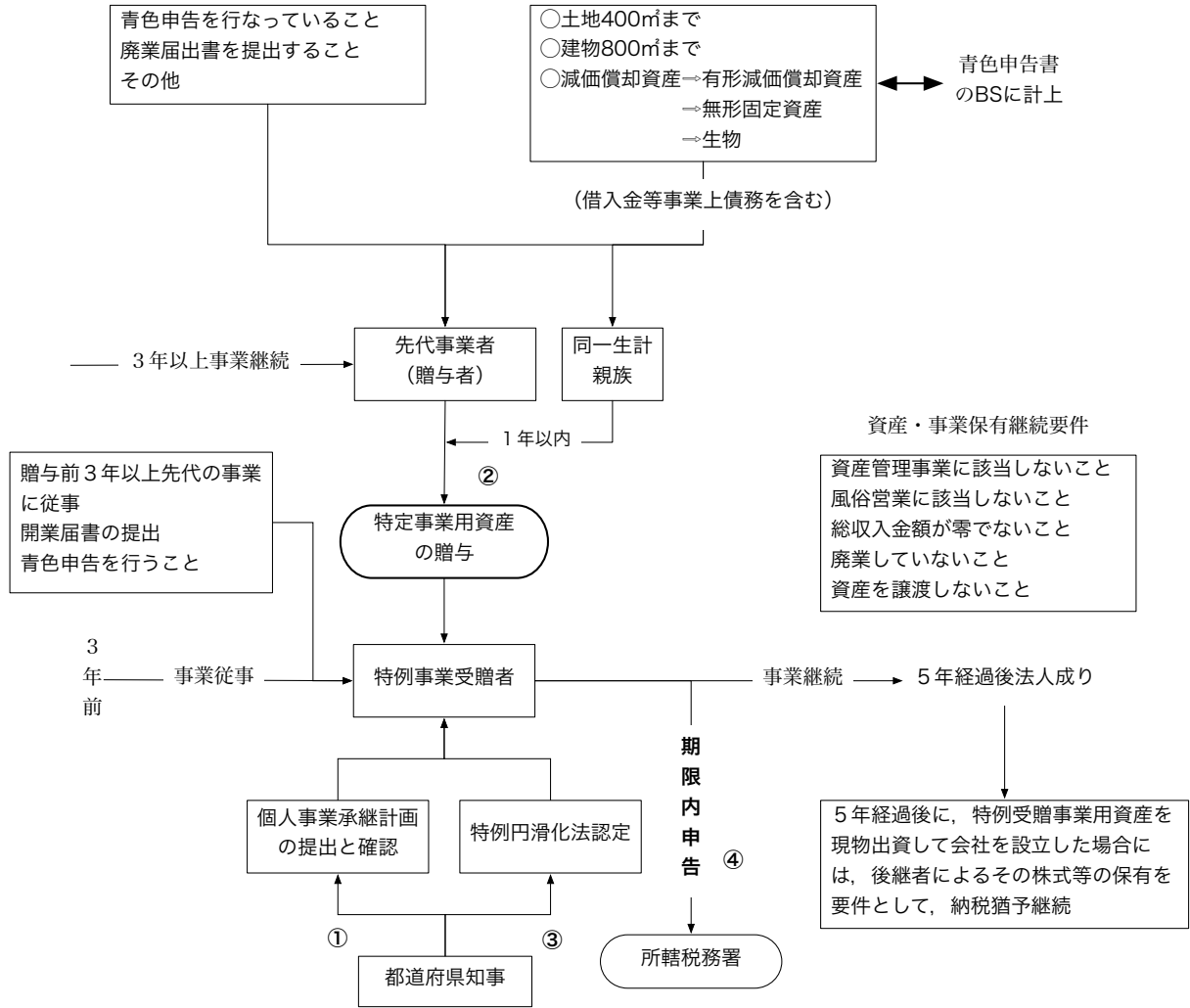
ロ 個人の事業用資産に係る納税猶予

個人の事業用資産の納税猶予制度は、特例事業相続人（受贈者）が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、相続等又は贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続していく場合には、担保の提供を条件に、その特例事業相続人（受贈者）が納付すべき相続税額又は贈与税額のうち、相続等又は贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する相続税又は贈与税の納税を猶予する制度です。

なお、最初の相続等又は贈与の日から $\dot{1}$ 年以内に被相続人又は贈与者と生計を一にする親族から相続等又は贈与により特定事業用資産を取得した場合も対象となります。

ハ 贈与税の納税猶予の概要

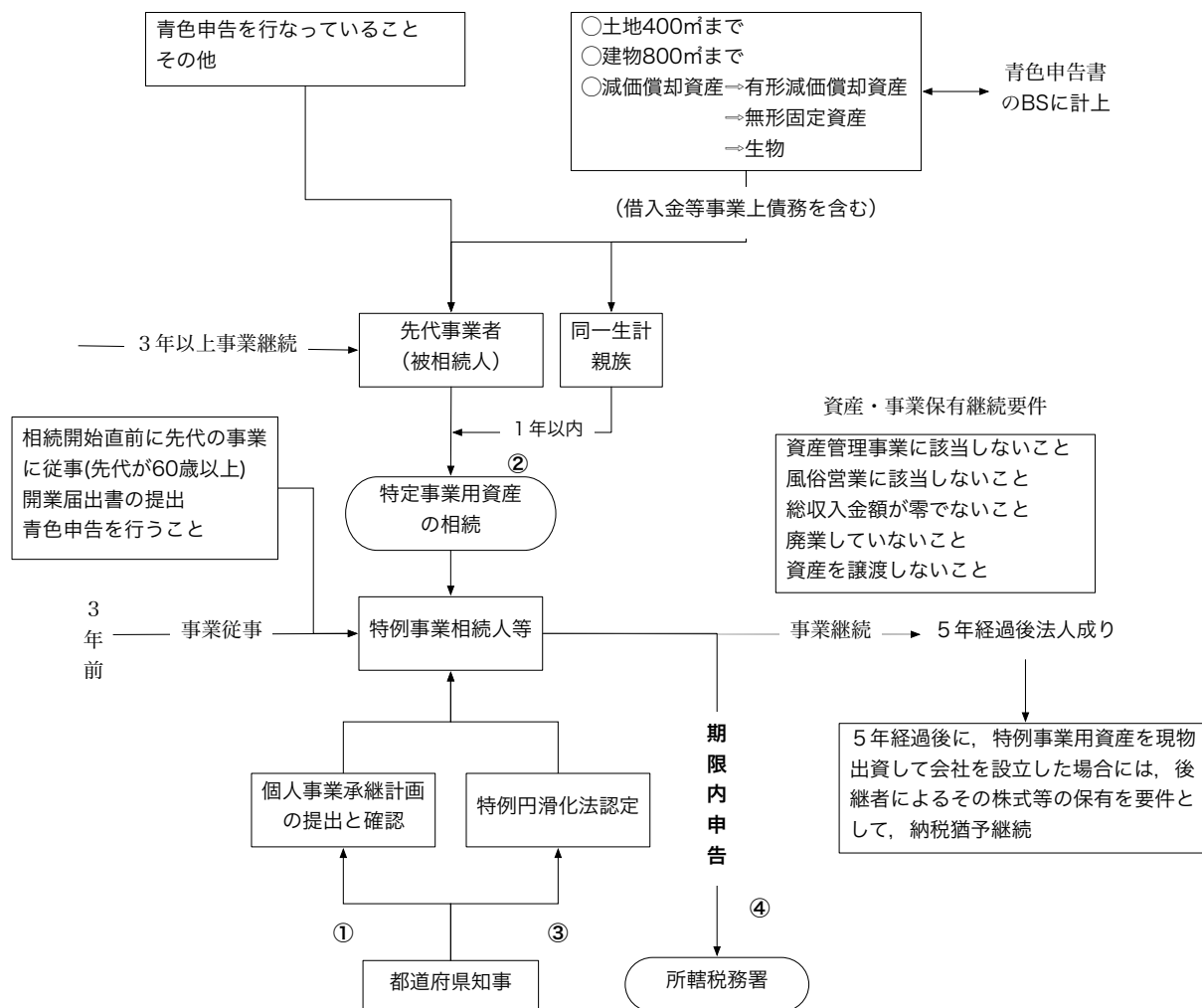
個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除の概要



(拙著 個人版事業承継税制サポートキット 日本法令刊)

二 相続税の納税猶予の概要

個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の概要



(前掲書)

ホ 適用対象特定事業用資産

① 範囲

被相続人又は贈与者（被相続人又は贈与者と生計を一にする配偶者その他の親族等を含む。）の事業（不動産貸付業，駐車場業及び自転車駐車場業を除く。）の用に供されていた資産で，被相続人又は贈与者のその年の前年分の事業所得に係る青色申告書（青色申告特別控除として65万円の適用に係る申告書）の貸対照表に計上されている次に掲げるものをいう（措法70の6の8②一，70の6の10②一）。

② 土地等

① 宅地等（土地又は土地の上に存する権利）で建物又は構築物（口の建物及び構築物を除く。）の敷地の用に供されているもののうち400 m^2 以下の部分をいい，相続税において特定事業用宅地等以外の小規模宅地等の減額

特例制度の適用を受ける場合には、400㎡からその適用を受ける面積を控除した面積をいう。なお、宅地等で棚卸資産に該当するものを除き、事業供用部分に限る。

- ② (a) 温室その他の建物で、その敷地が耕作の用に供されるもの
- (b) 暗渠その他の構築物で、その敷地が耕作の用又は耕作若しくは養畜のための採草若しくは家畜の放牧の用に供されるもの

③ 建物

建物については、その事業の用に供されている建物で、面積800㎡以下の部分をいい、建物で棚卸資産に該当するものを除き、事業供用部分に限る。

④ 減価償却資産

建物以外の減価償却資産は、次に掲げる資産（主として趣味又は娯楽の用に供する目的で保有するものを除く。）でその事業の用に供されていた部分をいう。

- ① 所得税法2①十九に規定する減価償却資産で固定資産の課税対象とされる償却資産（構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品）及び無形固定資産、生物

- ② 償却資産については、先代事業者の前年の青色申告決算の貸借対照表に記載され、かつ、償却資産課税台帳に記載されているものが対象となります。つまり、貸借対照表と償却資産課税台帳の双方に記載されていないと納税猶予の対象資産とならないということです。

- ③ 自動車税・軽自動車税で営業用の標準税率が適用される自動車

- ④ 自動車登録規則別表二の乗用車の範囲による番号1（普通貨物車）、2（普通乗合車）、4（小型貨物車）及び6（小型貨物車）の自動車

- ⑤ 道路運送車両法施行規則別表第二の四の自動車の用途区分番号1（貨物自動車）及び3（特殊用途自動車）の自動車

- ⑥ 普通乗用車で青色申告書記載のもの（500万円相当額）

- ⑦ 地方税法442条第4号に規定する原動機付自転車（125cc以下）、同条第4号に規定する軽2輪車（250cc以下）、250cc超の自動2輪車は対象外、同条第6号に規定する4輪以上の小型特殊自動車（農耕作業用、ショベルローダー、フォーク・リフトなどの特殊作業用）

⑤ 相続税における未分割資産の適用除外

相続税において、納税猶予の対象となる特定事業者資産は、相続税に申告書の提出期限までに、共同相続人又は包括受遺者が相続又は包括遺贈により分割されたものをいい、その分割されていない資産については、納税猶予の

適用がありません（措置法 70 の 6 の 10 ⑦）。

<参考>非上場株式等についての相続税納税猶予における未分割となっている非上場株式等の適用除外（措法 70 の 2 の 7 ⑦）

へ 選択後のリスク（納税猶予の期限の確定）の確認

- ① その事業の廃止又は破産手続開始の決定
- ② その事業が資産保有型事業，資産運用型事業又は性風俗関連特殊営業のいずれかに該当することとなった場合
- ③ その事業に係る事業所得の総収入金額が零となった場合
- ④ その特例事業用資産の全てがその年分の青色申告書の貸借対照表に計上されなくなった場合
- ⑤ 特例事業相続人等が青色申告の承認が取り消された場合又は取りやめの届出書を提出した場合
- ⑥ 納税猶予の取りやめの届出書を提出した場合
- ⑦ 特例事業相続人等が青色承認の承認申請が却下された場合
- ⑧ 将来の相続開始時における特定事業用宅地等の適用との比較

ト 納税猶予税額の計算

① 贈与税

個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予税額暦年課税計算書

(納税猶予対象資産がない場合は①の計算, 納税猶予対象資産がある場合は①の計算と②の計算)

①すべての贈与財産に係る暦年課税による贈与税額の計算

	贈与者	続柄	贈与財産	単価	数量		評価額
特例税率対象財産	甲	父	事業用宅地等				80,000,000
	甲	父	事業用建物				25,000,000
	甲	父	その他の事業用資産				15,000,000
	甲	父	事業上債務				-30,000,000
	甲	父	貸家				5,000,000
	合計額						① 95,000,000
一般税率対象財産							
	合計額					②	0
	贈与税の配偶者控除額					③	
控除後の合計額 (②-③)					④	0	
基礎控除額						⑤	1,100,000
控除後の課税価格 (①+④-⑤) (千円未満切捨て)						⑥	93,900,000
特例税率	特例税率を適用した税額 (⑥×特例税率)					⑦	45,245,000
	特例適用財産に対応する税額 (⑦×①÷(①+④))					a	45,245,000
一般税率	一般税率を適用した税額 (⑥×一般税率)					⑧	47,645,000
	一般適用財産に対応する税額 (⑧×④÷(①+④))					b	0
その年分の贈与税額 (a+b) (百円未満切捨て)						c	45,245,000

②納税猶予対象株式等に係る贈与税の税額計算

	贈与者	続柄	贈与財産	単価	数量		評価額
特例税率 対象事業用資産 (C)	甲	父	事業用宅地等				80,000,000
	甲	父	事業用建物				25,000,000
	甲	父	その他の事業用資産				15,000,000
	甲	父	事業上債務				-30,000,000
	合計額					⑩	90,000,000
一般税率 対象事業用資産 (B)							0
							0
							0
	合計額					⑪	0
基礎控除額						⑤	1,100,000
控除後の課税価格 (⑩+⑪-⑤) (千円未満切捨て)						⑫	88,900,000
特例税率納税猶予税額	特例税率を適用した税額 (⑫×特例税率)					⑬	42,495,000
	特例適用財産に対応する税額 (⑬×⑩÷(⑩+⑪))					d	42,495,000
一般税率納税猶予税額	一般税率を適用した税額 (⑫×一般税率)					⑭	44,895,000
	一般適用財産に対応する税額 (⑭×⑪÷(⑩+⑪))					e	0
暦年課税による納税猶予税額(C対応分) (d+e)×⑩÷(⑩+⑪)						f	42,495,000
暦年課税による納税猶予税額(B対応分) (d+e)×⑪÷(⑩+⑪)						g	0
納付税額(c-f-g) (百円未満切捨て) (マイナスは0)						h	2,750,000

個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予税額精算課税計算書

贈与者	氏名	続柄	贈与財産	単価	数量		評価額
	甲	父	事業用宅地等			①	80,000,000
	甲	父	事業用建物			②	25,000,000
	甲	父	その他の事業用財産			③	15,000,000
	甲	父	事業上債務			④	-30,000,000
	甲	父	貸家			⑤	5,000,000
						⑥	
						⑦	
						⑧	
						⑨	
合計額				①～⑨の差引合計額		⑩	95,000,000
特別控除額						⑪	25,000,000
控除後の金額（千円未満切捨て）				⑩－⑪		⑫	70,000,000
精算課税に係る贈与税額（百円未満切捨て）				⑫×20%		⑬	14,000,000

納税猶予対象資産に係る贈与税の税額計算

贈与者	氏名	続柄	贈与財産	単価	数量		評価額
	甲	父	事業用宅地等			⑭	80,000,000
	甲	父	事業用建物			⑮	25,000,000
	甲	父	その他の事業用財産			⑯	15,000,000
	甲	父	事業上債務			⑰	-30,000,000
						⑱	
						⑲	
						⑳	
						㉑	
						㉒	
合計額				⑭～㉒の差引合計額		㉓	90,000,000
特別控除額						㉔	25,000,000
控除後の金額（千円未満切捨て）				㉓－㉔		㉕	65,000,000
精算課税に係る贈与税額（百円未満切捨て）				㉕×20%		㉖	13,000,000
納付税額（百円未満切捨て）				⑬－㉖		㉗	1,000,000

② 相続税

個人の事業用資産に係る相続税の納税猶予額の計算
(個人版事業承継税制と小規模宅地等の特例との税額比較)

1 通常の相続税額の計算

(単位：千円)

計算項目	相続人等	納税猶予制度		小規模宅地等の特例選択	
		事業承継者氏名	その他の相続人の数	事業承継者氏名	その他の相続人の数
		A	2	A	2
特定事業用宅地等 (400㎡までの評価額)	㉑	80,000		80,000	
特定居住用宅地等 (330㎡までの評価額)	㉒		50,000		50,000
小規模宅地等の減額	㉓		-40,000	-64,000	-40,000
事業上財産	㉔	40,000		40,000	
その他の財産	㉕	20,000	90,000	20,000	90,000
精算課税対象財産	㉖				
事業上債務	㉗	-48,000		-48,000	
その他の債務	㉘	-8,000	-4,000	-8,000	-4,000
生前贈与加算	㉙				
課税価格	㉚	84,000	96,000	20,000	96,000
課税価格の合計額	㉛	180,000		116,000	
遺産に係る基礎控除額	㉜	30,000千円 + 6,000千円 × 3人			48,000
控除後の課税価格	㉝	132,000		68,000	
相続税の総額 (円)	㉞	18,400,000		7,199,900	
あん分割合	㉟	0.466666667	0.533333333	0.172413793	0.827586207
算出税額 (円)	㊱	8,586,666	9,813,333	1,241,362	5,958,537
2割加算額 (㊱ × 20%)	㊲				
税額控除	㊳		7,360,000		4,468,903
控除後の相続税額 (㊱ + ㊲ - ㊳)	㊴	8,586,600	2,453,300	1,241,300	1,489,600

2 事業用資産の相続税評価額100%に対する相続税額、納税猶予額及び納付税額の計算

(単位：千円)

特定事業用宅地等	㉑	80,000		配偶者の取得財産	72,000
事業上財産	㉔	40,000			
事業上債務	㉗	-48,000			
課税価格	㉚	72,000	96,000		
課税価格の合計額	㉛	168,000			
遺産に係る基礎控除額	㉜	48,000			
控除後の課税価格	㉝	120,000			
相続税の総額 (円)	㉞	16,000,000			
あん分割合	㉟	0.428571429			
算出税額 (円)	㊱	6,857,142	9,813,333		
2割加算額 (㊱ × 20%)	㊲				
税額控除額	㊳	0	7,360,000		
控除後の相続税額 (㊱ + ㊲ - ㊳)	㊴	6,857,100			
納税猶予税額	㊵	6,857,100			
納付税額	㊶	1,729,500	2,453,300		

(拙著 個人版事業承継税制サポートキット 日本法令刊)

チ 小規模宅地等との選択

個人の事業用資産に係る相続税の納税猶予制度において、適用対象となる事業用資産のうち事業用の宅地等の限度面積は、その事業用宅地等の全部の面積の合計のうち400㎡までとされています。

この場合において、特定同族会社事業用宅地等又は貸付事業用宅地等について小規模宅地等の減額特例制度の適用を受ける場合の上記の事業用宅地等の適用面積は次によります（措法70の6の10②一イ、70の6の10②二へ、措令40の7の10⑦）。

① 特定同族会社事業用宅地等を選択する場合

$$400\text{㎡} - \text{特定同族会社事業用宅地等の面積} = \text{選択可能面積}$$

② 貸付事業用宅地等を選択する場合

$$400\text{㎡} - (\text{特定同族会社事業用宅地等} \times 200/400 + \text{特定居住用宅地等} \times 200/330 + \text{貸付事業用宅地等}) \times 2 = \text{選択可能面積}$$

③ 特定居住用宅地等を選択する場合

$$400\text{㎡} - 0 = 400\text{㎡}$$

4 不動産賃貸業

(1) 事前確認事項

不動産賃貸を主たる事業としている個人については、その賃貸用の土地及び家屋の確認と全ての賃貸事業に係る不動産収入と必要経費を個別に集計し、個々の賃貸物件ごとの不動産所得を把握することが将来の相続への対応の前に必要な事項です。

そこで、所得税の確定申告書を取り寄せて、賃貸不動産ごとの不動産所得の内容、その他の所得、所得控除及び所得税・住民税を次表により確認します。

計算内容		収入金額	必要経費	所得金額税額
項 目				
不動産所得	賃貸物件 1			
	賃貸物件 2			
	賃貸物件 3			
	賃貸物件 4			
	共通経費	—		
	不動産所得の金額			
その他の所得金額		/		
総所得金額				
所得控除の金額				
課税所得金額				
所得税・住民税				

次に、財産調査を行います。

賃貸不動産の所在、地目、地積、固定資産税評価額と相続税評価額、借地権割合及び借家権割合、賃貸借契約書による賃貸状況の確認を行います。

その他の財産については、所有不動産とその用途、有価証券の銘柄、数量、評価額、賃貸物件に係るものを含めた預貯金について銀行、預金種別、預金残高、保険金については保険会社、保険の種類、保険金額、家財一式その他の財産を確認します。

<事例検討>

【資料】

不動産賃貸を主たる事業とする個人の賃貸不動産及び債務並びにその他の財産と評価額は次のとおりです。

- 1 相続人

配偶者	智子
長男	真一
長女	美由紀
次男	義弘

2 財産

- (1) 賃貸不動産（借地権割合 60%，借家権割合 30%）

イ	賃貸物件 A (年間収入 3,600 千円 直接経費 800 千円)	
	建物 固定資産税評価額	7,823 千円
	土地 自用地価額 300m ²	22,478 千円
ロ	賃貸物件 B (年間収入 4,460 千円 直接経費 1,200 千円)	
	建物 固定資産税評価額	6,700 千円
	土地 自用地価額 230m ²	18,668 千円
ハ	賃貸物件 C (年間収入 6,000 千円 直接経費 2,520 千円)	
	建物 固定資産税評価額	7,910 千円
	土地 自用地価額 280m ²	23,000 千円
ニ	賃貸物件 D (年間収入 7,200 千円 直接経費 2,600 千円)	
	建物 固定資産税評価額	10,450 千円
	土地 自用地価額 440m ²	40,000 千円
(2)	居住用財産	
イ	家屋	8,800 千円
ロ	宅地 (240m ²) 自用地価額	33,880 千円
(3)	有価証券	
イ	P 上場株式 2,500 円 5 万株	
ロ	Q 上場株式 3,240 円 3 万株	
ハ	国債	1 億円
(4)	預貯金	
イ	ゆうちょ銀行 定額貯金	60,000 千円
	通常貯金	4,213 千円
ロ	M 銀行 定期預金	36,000 千円
	普通預金	6,872 千円
ハ	R 信用金庫 定期預金	22,000 千円
	普通預金	3,446 千円
(5)	保険金	
	S 生命保険会社 受取人 配偶者	40,000 千円
	T 生命保険会社 受取人 長男	10,000 千円
(6)	その他の財産	5,500 千円
(7)	預り敷金及び保証金	30,000 千円
(8)	不動産所得 その他の経費	1,250 千円
(9)	所得控除額	2,290 千円

【計算】

1 財産評価額と相続税額の一覧

財産別：取得予定者別相続税額負担表

財産		評価額 ⑪	負担税額 ⑪÷③×⑧	固定資産税額
土地	宅地(居住用)	33,880,000	8,922,550	
	宅地(貸家建付地) A	18,431,960	4,854,194	
	宅地(貸家建付地) B	15,307,760	4,031,412	
	宅地(貸家建付地) C	18,860,000	4,966,921	
	宅地(貸家建付地) D	32,800,000	8,638,124	
家屋等	家屋(居住用)	8,800,000	2,317,545	
	家屋(貸家)	5,476,100	1,442,171	
	家屋(貸家)	4,690,000	1,235,146	
	家屋(貸家)	5,537,000	1,458,210	
	家屋(貸家)	7,315,000	1,926,459	
預貯金	定額貯金	60,000,000	15,801,447	
	通常貯金	4,213,000	1,109,524	
	定期預金	36,000,000	9,480,868	
	普通預金	6,872,000	1,809,792	
	定期預金	22,000,000	5,793,863	
	普通預金	3,446,000	907,529	
有価証券	P上場株式	125,000,000	32,919,681	
	Q上場株式	97,200,000	25,598,344	
	国債	100,000,000	26,335,745	
その他	その他の財産	5,500,000	1,448,465	
	保険金	30,000,000	7,900,723	
	預り敷金・保証金	-30,000,000	-7,900,723	
差引合計		611,328,820	160,997,990	

(2) 生前贈与分岐点の計算

令和2年基準推定相続税額計算書：贈与分岐点計算書

財産総額 ①		債務総額 ②+葬式費用		遺産総額 (①-②=③)	
641,328,820 円		30,000,000 円		③	611,328,820 円
遺産に係る基礎控除額 ④				課税遺産総額 (③-④=⑤)	
(法定相続人の数)					
定額控除	比例控除	人数	基礎控除額	557,328,000 円	
30,000,000 円+	6,000,000 円×	4 =	54,000,000 円	※1	
法定相続人	法定相続分 ⑥	取得金額(⑤×⑥=⑦)※1		税額(⑦×税率-速算控除額)	
日野 智子	1/2	278,664,000 円		98,398,800 円	
日野 真一	1/6	92,888,000 円		20,866,400 円	
片野 美由紀	1/6	92,888,000 円		20,866,400 円	
日野 義弘	1/6	92,888,000 円		20,866,400 円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	
合計		557,328,000 円		⑧※2	160,998,000 円
相続税の総額				⑧	160,998,000 円
相続税負担率(⑧÷③)				A	26.33 %
Aの負担率に対応する贈与税の負担率				B	26.43 %
Bに適用される贈与税の税率				C	40 %
Cに対応する速算控除額				D	1,900,000 円
税率差(C-A)				E	13.67 %
贈与税の基礎控除額				F	1,100,000 円
生前贈与分岐点(D÷E+F)				G	14,999,049 円

検算 〈A相続税負担率が10%以上〉

贈与税額	(14,999,000 円※1 - 1,100,000) × 40 % - 1,900,000 円 =	3,659,600 円※2
負担率	3,659,600 円 ÷ (14,999,049 円 - 1,100,000 円) =	26.32 %

(3) 所得税・住民税の計算（単位：円）

計算内容		収入金額	必要経費	所得金額税額
項目				
不動産所得	賃貸物件 A	3,600,000	800,000	2,800,000
	賃貸物件 B	4,460,000	1,200,000	3,260,000
	賃貸物件 C	6,000,000	2,520,000	3,480,000
	賃貸物件 D	7,200,000	2,600,000	4,600,000
	共通経費	—	1,250,000	1,250,000
	不動産所得の金額	21,260,000	8,370,000	12,890,000
その他の所得金額				—
総所得金額				12,890,000
所得控除の金額				2,290,000
課税所得金額				10,600,000
所得税・住民税		(43.693%)		4,631,400

(4) 生前贈与分岐点による貸家の贈与

この事例における生前贈与分岐点は、14,928,238 円（負担率 26.26%）であり、この金額をマキシマムとして賃貸家屋の贈与を実行して、早期の財産移転を実現させ、かつ、個人の所得税・住民税の負担軽減、つまり所得分散を実現させることができます。

【事例】

例えば、貸家 A を長男へ、貸家 B を長女へ、貸家 C を次男へそれぞれ贈与した場合の各人の贈与税額は次のとおりとなります。

(1) 長男

14,928,238 円 > 5,476,100 円

$(5,476,000 \text{ 円} - 1,100 \text{ 千円}) \times 20\% - 300 \text{ 千円} = 575,200 \text{ 円}$

負担率 $575,200 \text{ 円} \div 4,376 \text{ 千円} = 13.14\%$

(2) 長女

14,928,238 円 > 4,690,000 円

$(4,690,000 \text{ 円} - 1,100 \text{ 千円}) \times 15\% - 100 \text{ 千円} = 438,500 \text{ 円}$

負担率 $438,500 \text{ 円} \div 3,590 \text{ 千円} = 12.2\%$

(3) 次男

14,928,238 円 > 5,537,000 円

$(5,537,000 \text{ 円} - 1,100 \text{ 千円}) \times 20\% - 300 \text{ 千円} = 587,400 \text{ 円}$

負担率 $587,400 \text{ 円} \div 4,437 \text{ 千円} = 13.2\%$

上記のとおり、生前贈与分岐点以下の評価額である貸家をそれぞれ子へ贈与した場合の贈与税負担率は生前贈与分岐点の 50%以下となり、十分に効果を期待できる贈

与といえます。

この贈与は、年初に実行し、その年分の不動産収入の留保額により不動産取得税、登録免許税をカバーし、翌年の贈与税の納付に充当することができ、さらに所得税・住民税の納税もクリアすることができます。

(5) 所得税・住民税の負担軽減

(4)の生前贈与を年初に実行すると旧所有者であった親の財産と所得金額が次のとおり減少し、家族全体を含めた税負担が贈与税を含めて軽減されます。

		贈与前財産額		贈与後財産		贈与後差額	
財産額		641,328 千円		625,625 千円		15,703 千円	
相続税の総額		160,998,000 円		155,483,700 円		5,514,300 円	
所得計算		収入金額		必要経費		所得金額・税額	
不動産	賃貸物件 D	①	7,200,000	②	2,600,000	①-②	4,600,000
	共通経費	-		1/4	312,500	1/4	312,500
	不動産所得の金額	-		-		4,287,500	
その他の所得金額							
総所得金額						4,287,000	
所得控除の金額						1,837,000	
課税所得金額						2,450,000	
所得税・住民税		贈与後(20.210%)				495,100	
		贈与前(43.693%)				4,631,400	
		税負担額の減少額				4,136,300	
相続税・所得税・住民税						9,650,600 円	

次に、上記の贈与者である親の計算に合わせて、受贈者である子の所得税の計算を行なって税負担の増加額を計算することが必要となります。

仮に長男の所得金額（給与所得の金額 4,000 千円）、所得控除額 1,430 千円の場合において、賃貸家屋 C（収入金額 6,000 千円、必要経費 2,520 千円、共通経費（1/4）312,500 円）の贈与を受けた場合の所得税・住民税を計算すると次のとおりです。

所得計算		収入金額		必要経費		所得金額・税額	
賃貸物件 C		6,000,000		2,520,000		3,480,000	
共通経費		-		1/4	312,500	1/4	312,500
不動産所得の金額		6,000,000		2,832,500		3,167,500	
その他の所得金額						4,000,000	
総所得金額						7,167,000	
所得控除の金額						1,430,000	
課税所得金額						5,737,000	

所得税・住民税	贈与後(30.42%)	1,745,100
	贈与前給与所得の金額(20.21%)	519,300
	税負担額の増加額	1,225,800

不動産賃貸業を営んでいる事業者の財産承継は、一つのアクション：贈与により所有者の将来の相続税の負担軽減及び贈与後の所得税・住民税の軽減の合計額が贈与を受けた相続人の贈与税の負担額及び所得税・住民税の増加分の合計額を比較し、全体として最小のキャッシュアウトにつながるかどうかにより判断することが重要と思います。

5 その他（サラリーマンなど）

総務省の令和2年の統計資料によると、65歳以上の者がいる世帯は全世帯5,178万世帯の約49.4%（2,558.4万世帯）であり、このうち個人の家庭で4,000万円以上の預貯金を保有する65歳以上の世帯の割合は16.1%以上（内閣府）となっています。このほか、生命保険加入割合は、60歳以上の個人のうち男性は85.8%、女性は86.5%（生命保険文化センター調べ）となっており、60歳以上の個人の金融資産や保険加入が高くなっており、これらの資産と不動産を合わせて相続税の基礎控除（4,800万円）を超えるケースが増加し、相続税の課税対象となっていると考えられます。

サラリーマン家庭では、退職金と定年後の年金収入から貯蓄される金融資産が大きな比率となっており、相続税の不安を増大させています。

そこで、すでに述べた相続への対応と同じく、サラリーマン家庭にも事前の財産確認と推定相続税額の確認が必要となります。

<事例検討>

【資料】

75歳になるGさんの相続人と財産は次のとおりです。

- 1 相続人

配偶者	北山 恵子
長男	北山 武雄
長女	南川 百合

2 財産

(1) 居住用財産

- | | | |
|------------|----------|----------|
| イ 宅地（220㎡） | 路線価 | 200 千円 |
| ロ 家屋 | 固定資産税評価額 | 5,448 千円 |

(2) 有価証券

- | | | | |
|----------|---------|-----------|---------|
| イ 上場株式 Y | 4,000 株 | 1 株当たり評価額 | 1,320 円 |
| ロ 投資信託 | 評価額 | 8,620 千円 | |

(3) 預貯金

イ M 銀行	定期預金	2,390 万円
	普通預金	234 万円

(4) ゴルフ会員権 評価額 350 万円

(5) 保険金（受取人配偶者） 2,000 万円

(6) その他の財産 評価額 200 万円

【計算】

個人の生活基盤は、居住用家屋とその敷地を確保することにより安定します。この居住用財産の生前における対策として「贈与税の配偶者控除」により 2,000 万円相当の居住用財産を贈与することができることです。

そこで、この事例において生前に贈与税の配偶者控除の適用前後の財産合計額を示すと次のとおりです。

財 産	配偶者控除前の財産	配偶者控除後の財産	小規模宅地等適用後
居住用宅地	44,000 千円	24,000 千円	4,800 千円
居住用家屋	5,448 千円	5,448 千円	5,448 千円
有価証券	13,900 千円	13,900 千円	13,900 千円
預貯金	26,240 千円	26,240 千円	26,240 千円
ゴルフ会員権	3,500 千円	3,500 千円	3,500 千円
保険金（課税分）	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円
その他の財産	2,000 千円	2,000 千円	2,000 千円
合 計	100,088 千円	80,088 千円	60,888 千円
相続税の総額	① 6,313,200 円	② 3,511,000 円	③ 1,288,800 円
税額の差額	①－②	2,802,200 円	
			①－③ 5,024,400 円

上記の計算により、居住用財産を生前に配偶者控除を利用して贈与し、相続開始の時に残余の居住用宅地等を配偶者が取得して特定居住用宅地等の減額特例制度の適用を受けることにより大幅な税負担軽減を実現することができます。

事業者以外のサラリーマン家庭においては、現役世代に所得税や住民税を負担しているにも関わらず、源泉徴収と年末調整により税負担が精算されていたため自ら税負担の実感があまりありません。

このような状況で突然相続税の負担を求められますと理解できないというのが実情です。したがって、これらの相続人の方には、税額の計算を含めた相続税の仕組みや負担について丁寧に、理解し、納得してもらえる説明が必要となります。

贈与税の配偶者控除制度は、婚姻期間 20 年以上の配偶者間における居住用財産の贈与について、2,000 万円まで課税除外するもので、さらにその控除額相当は相続税の課税価格に加算しないという特例です。したがって、贈与税も相続税も課税除外となる納税者にとっては大変有利な制度となっています。

この利用に当たっては、夫婦のそれぞれの年齢、当事者の理解、家族関係等を総合的に見極めて実行することが必要です。贈与後に別の生活になるようなことがないという確信の元に判断してください。

なお、この贈与税の配偶者控除は、1, 2 の会社経営者、個人事業者、2 の賃貸事業者のすべての夫婦間に適用できますので、1, 2 のケースにおいても検討すべき事項であることを申し添えておきます。